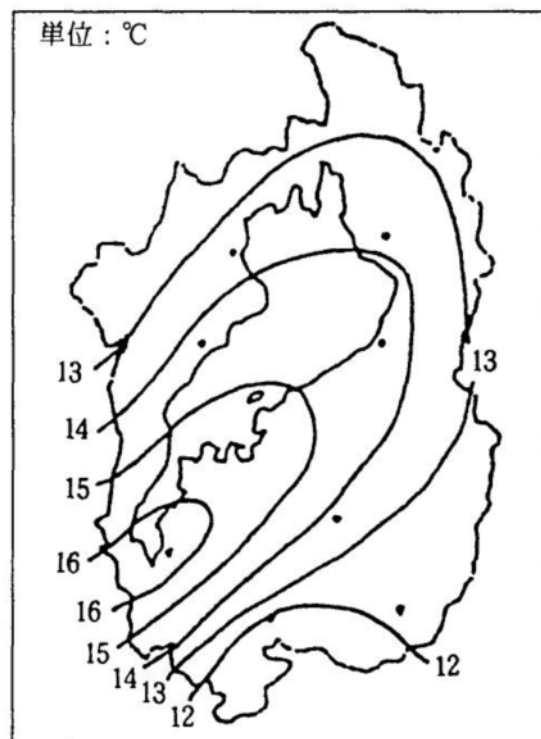


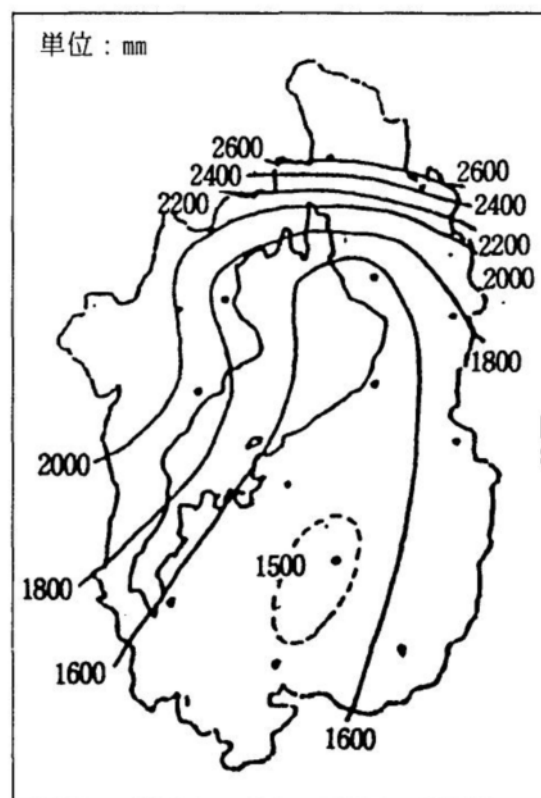
修正前	修正後																														
<p>第1章 総 則</p> <p>第3節 地勢と気象</p> <p>第1 地 勢</p> <p>1 位置および面積</p> <p>本県は本州のほぼ中央、近畿地方の東北端にあって、若狭、伊勢両湾の湾入により作られた地狭部にあたり、大阪湾から若狭湾に至る低地帯の一部である。県の面積は4,017平方キロメートルであり、中央部に位置する琵琶湖は、周囲235.2キロメートル、面積670平方キロメートルで、本県の約6分の1の面積を占めている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">方 位</th> <th style="text-align: center;">地 名</th> <th style="text-align: center;">経 ・ 緯 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">極 東</td> <td>東近江市茨川</td> <td>東 経 136度27分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">極 西</td> <td>高島市朽木生杉</td> <td>東 経 135度46分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">極 南</td> <td>甲賀市信楽町多羅尾</td> <td>北 緯 34度47分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">極 北</td> <td style="color: red;">伊香郡余呉町大字中河内</td> <td>北 緯 35度42分</td> </tr> </tbody> </table> <p>2~4 [ 略 ]</p> <p>第2 気 象</p> <p>1 概 要 [ 略 ]</p> <p>2 滋賀県の気象</p> <p>(1) 気 温</p> <p>滋賀県は、地形の影響をうけて気温は各地でかなり異なっている。第1図に年平均気温の分布図を示した。これによると最も低いのは、<span style="color: red;">伊香郡</span>北部の山間地帯で、最も高いのは琵琶湖上を含めた中部、南部の平野部で、その差は約4である。また1年のうち最高気温が現れるのは、7月末から8月にかけてで、最低気温は1月または2月に現れている。</p> <p>(2) 降 水 量</p> <p>降水量は、冬季は季節風の影響で北部山岳地帯にとくに多く、350mm(1月)を超えており、南部は60~70mm(1月)内外で北部と南部で大きな相違がある。第2図の年降水量分布図によると、<span style="color: red;">伊香郡</span>北部山間地帯に最も多く、2,600mmを超え、次いで湖西と湖東の山間地帯で2,000~2,500mm、最少地帯は湖南の東近江市附近で約1,500mmになっている。なお雨量は湖東、湖西の山間部にとくに多い。</p> <p>次に、大雨の記録として、日雨量1位は彦根597mm(明治29年9月7日)で、この年の9月の総雨量は1,019mmで県内各地に未曾有の大水害を起こした。その他各地とも日雨量200mm以上の大雨の記録がある。</p> <p>(3) 積 雪</p> <p>本県北部は多雪地域で、とくに山間地帯では降雪日数は50~60日に及んでいる。しかし湖岸平野地帯では30~40日で南西部に向って少なく、大津附近が最少域で20日未満になっている。</p> <p>ア <span style="color: red;">伊香郡</span>山間地帯の積雪日数は80~120日で、これらの地方では降雪日数の2倍の期間雪におおわれていることになる。</p> <p>イ~ウ [ 略 ]</p>	方 位	地 名	経 ・ 緯 度	極 東	東近江市茨川	東 経 136度27分	極 西	高島市朽木生杉	東 経 135度46分	極 南	甲賀市信楽町多羅尾	北 緯 34度47分	極 北	伊香郡余呉町大字中河内	北 緯 35度42分	<p>第1章 総 則</p> <p>第3節 地勢と気象</p> <p>第1 地 勢</p> <p>1 位置および面積</p> <p>本県は本州のほぼ中央、近畿地方の東北端にあって、若狭、伊勢両湾の湾入により作られた地狭部にあたり、大阪湾から若狭湾に至る低地帯の一部である。県の面積は4,017平方キロメートルであり、中央部に位置する琵琶湖は、周囲235.2キロメートル、面積670平方キロメートルで、本県の約6分の1の面積を占めている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">方 位</th> <th style="text-align: center;">地 名</th> <th style="text-align: center;">経 ・ 緯 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">極 東</td> <td>東近江市茨川</td> <td>東 経 136度27分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">極 西</td> <td>高島市朽木生杉</td> <td>東 経 135度46分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">極 南</td> <td>甲賀市信楽町多羅尾</td> <td>北 緯 34度47分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">極 北</td> <td style="color: red;">長浜市余呉町中河内</td> <td>北 緯 35度42分</td> </tr> </tbody> </table> <p>2~4 [ 略 ]</p> <p>第2 気 象</p> <p>1 概 要 [ 略 ]</p> <p>2 滋賀県の気象</p> <p>(1) 気 温</p> <p>滋賀県は、地形の影響をうけて気温は各地でかなり異なっている。第1図に年平均気温の分布図を示した。これによると最も低いのは、<span style="color: red;">長浜市</span>北部の山間地帯で、最も高いのは琵琶湖上を含めた中部、南部の平野部で、その差は約4である。また1年のうち最高気温が現れるのは、7月末から8月にかけてで、最低気温は1月または2月に現れている。</p> <p>(2) 降 水 量</p> <p>降水量は、冬季は季節風の影響で北部山岳地帯にとくに多く、350mm(1月)を超えており、南部は60~70mm(1月)内外で北部と南部で大きな相違がある。第2図の年降水量分布図によると、<span style="color: red;">長浜市</span>北部山間地帯に最も多く、2,600mmを超え、次いで湖西と湖東の山間地帯で2,000~2,500mm、最少地帯は湖南の東近江市附近で約1,500mmになっている。なお雨量は湖東、湖西の山間部にとくに多い。</p> <p>次に、大雨の記録として、日雨量1位は彦根597mm(明治29年9月7日)で、この年の9月の総雨量は1,019mmで県内各地に未曾有の大水害を起こした。その他各地とも日雨量200mm以上の大雨の記録がある。</p> <p>(3) 積 雪</p> <p>本県北部は多雪地域で、とくに山間地帯では降雪日数は50~60日に及んでいる。しかし湖岸平野地帯では30~40日で南西部に向って少なく、大津附近が最少域で20日未満になっている。</p> <p>ア <span style="color: red;">長浜市</span>山間地帯の積雪日数は80~120日で、これらの地方では降雪日数の2倍の期間雪におおわれていることになる。</p> <p>イ~ウ [ 略 ]</p>	方 位	地 名	経 ・ 緯 度	極 東	東近江市茨川	東 経 136度27分	極 西	高島市朽木生杉	東 経 135度46分	極 南	甲賀市信楽町多羅尾	北 緯 34度47分	極 北	長浜市余呉町中河内	北 緯 35度42分
方 位	地 名	経 ・ 緯 度																													
極 東	東近江市茨川	東 経 136度27分																													
極 西	高島市朽木生杉	東 経 135度46分																													
極 南	甲賀市信楽町多羅尾	北 緯 34度47分																													
極 北	伊香郡余呉町大字中河内	北 緯 35度42分																													
方 位	地 名	経 ・ 緯 度																													
極 東	東近江市茨川	東 経 136度27分																													
極 西	高島市朽木生杉	東 経 135度46分																													
極 南	甲賀市信楽町多羅尾	北 緯 34度47分																													
極 北	長浜市余呉町中河内	北 緯 35度42分																													

修正前

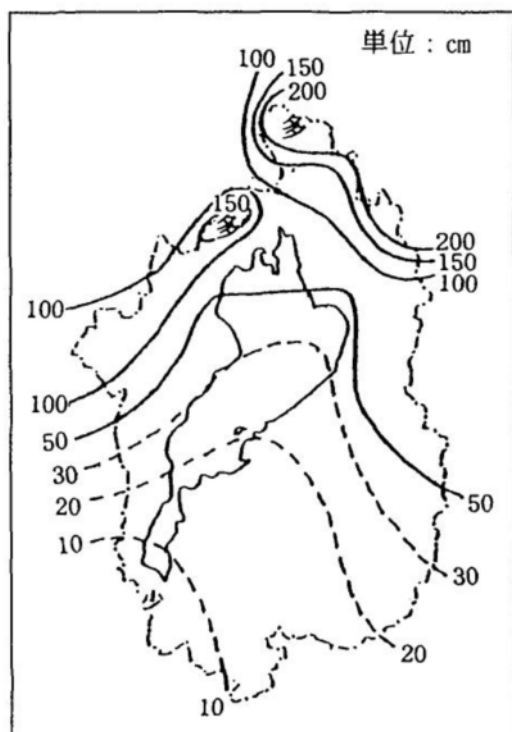
修正後



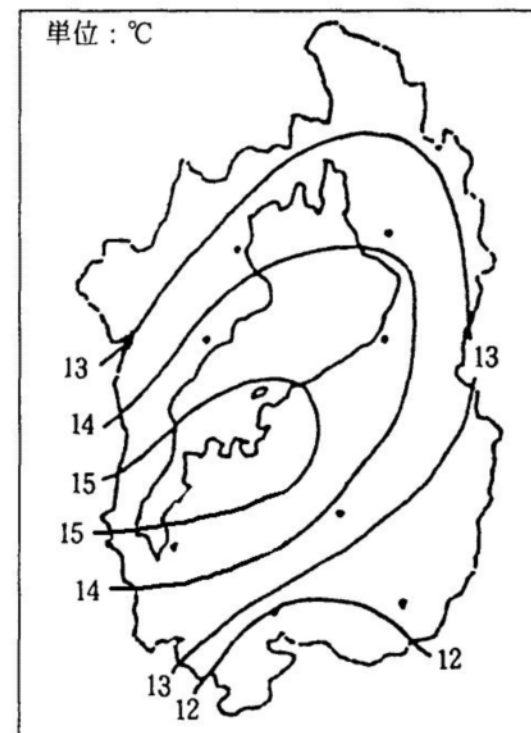
(第1図) 年平均気温分布図  
(1979年～1990年)  
100万分の1 単位：℃



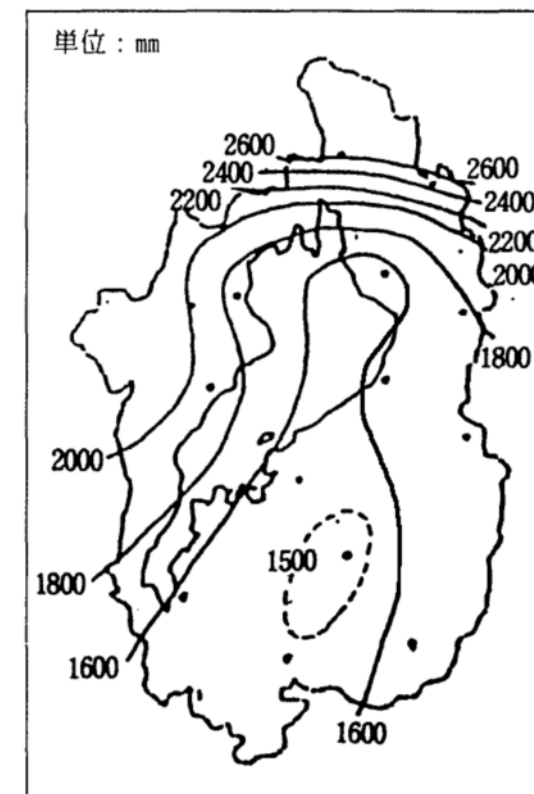
(第2図) 年降水量分布図  
(1979年～1990年)  
100万分の1 単位：mm



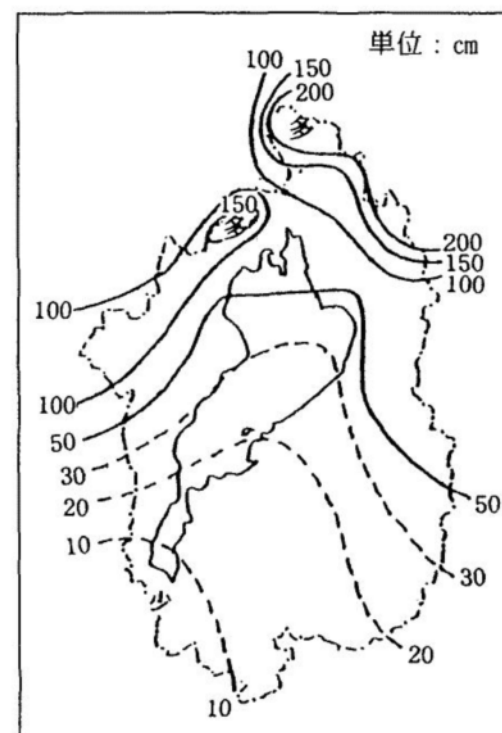
(第3図) 平均最深積雪分布図  
(1979年～1990年)



(第1図) 年平均気温分布図  
(1979年～2000年)  
100万分の1 単位：℃



(第2図) 年降水量分布図  
(1979年～2000年)  
100万分の1 単位：mm



(第3図) 平均最深積雪分布図  
(1979年～2000年)

修正前	修正後
<p>(4) 風 [略] 彦根における平均風速と<b>既往</b>の極値 (m/s) 表 [略] (注) 平均風速は <b>1975</b> 年から 2000 年まで 最大風速は 1894 年から <b>2008</b> 年まで 最大瞬間風速は 1920 年から <b>2008</b> 年までの資料による。</p> <p>3 気象と災害 (1)～(2) [ 略 ] (3) 積雪 ア [ 略 ] イ 大雪と雪害 [略] な だ れ……北部山間部で起こることがある。(新雪なだれと<b>旧雪</b>なだれ)</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 水害予防計画 第1 河川対策 1 計画方針 本県の河川は流路延長はほとんど 50km 未満と短く急峻であり、水源山地の地質条件と相まって多くの河川が天井川を形成し、また琵琶湖流入部附近では上流より河積が小さいいわゆる尻無川も多い。 そこでこれら河川を改修する場合に特筆すべき基本方針は次の通りである。 (1) 天井川は周辺の環境への影響を考慮しつつ、治水の安全度を高める。 (2)～(3) [ 略 ]</p> <p>2 現 況 本県内の一級河川の淀川水系指定区間外は瀬田川等 <b>14</b> 河川で延長 <b>73.05</b>km、指定区間は琵琶湖等 <b>502</b> 河川で延長 <b>2,238.339</b>km、木曾川水系は藤子川 1 河川延長 1.6km、北川水系は天増川等 3 河川延長 12.1km である。これらのうち淀川水系の大部分の河川が琵琶湖に流入している。 これらの河川の特徴は天井川と尻無川でかつ湖辺は低湿地の状況を呈して安全度がきわめて低いことであり治水の抜本的対策を推進することは焦眉の急務であるが、治水事業は長期に亘るたゆまない努力と巨額の費用が必要である。</p> <p>3 事業計画 (1) 県土木交通部 河川改修計画 <u>本県の河川の特徴である尻無川、天井川をめぐる特殊条件もあって、河川被害の頻発に加え地域開発により実施される都市計画、土地造成、ほ場整備等の諸事業を勘案、調整しつつ、しかもその安全性を高め沿川住民の生命財産を守り福祉の向上をはかるため、治水だけでなく、利水や河川環境とも調和のとれた河川整備を着実に推進するとともに河川の改良を積極的に推進する。</u> 現在着手している河川の改修を促進するとともに、未改修河川についても、流域の土地利用</p>	<p>(4) 風 [略] 彦根における平均風速と<b>最大、瞬間最大風速</b>の極値 (m/s) 表 [略] (注) 平均風速は <b>1971</b> 年から 2000 年まで 最大風速は 1894 年から <b>2009</b> 年まで 最大瞬間風速は 1920 年から <b>2009</b> 年までの資料による。</p> <p>3 気象と災害 (1)～(2) [ 略 ] (3) 積雪 ア [ 略 ] イ 大雪と雪害 [略] な だ れ……北部山間部で起こることがある。(新雪なだれと<b>全層</b>なだれ)</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 水害予防計画 第1 河川対策 1 計画方針 本県の河川は流路延長はほとんど 50km 未満と短く急峻であり、水源山地の地質条件と相まって多くの河川が天井川を形成し、また琵琶湖流入部附近では上流より河積が小さいいわゆる尻無川も多い。 そこでこれら河川を改修する場合に特筆すべき基本方針は次の通りである。 (1) 天井川は周辺の環境への影響を考慮しつつ、<b>切り下げ等により</b>治水の安全度を高める。 (2)～(3) [ 略 ]</p> <p>2 現 況 本県内の一級河川の淀川水系指定区間外は瀬田川等 <b>13</b> 河川で延長 <b>67.470</b>km、指定区間は琵琶湖等 <b>500</b> 河川で延長 <b>2,240,639</b>km、木曾川水系は藤子川 1 河川延長 1.6km、北川水系は天増川等 3 河川延長 12.1km である。これらのうち淀川水系の大部分の河川が琵琶湖に流入している。 これらの河川の特徴は天井川と尻無川でかつ湖辺は低湿地の状況を呈して安全度がきわめて低いことであり治水の抜本的対策を推進することは焦眉の急務であるが、治水事業は長期に亘るたゆまない努力と巨額の費用が必要である。</p> <p>3 事業計画 (1) 県土木交通部 河川改修計画 <u>本県は、多くの天井川を抱えているにもかかわらず 10 年確率相当においても整備は十分とは言えず、河川改修の推進が必要である。</u> <u>これからの改修に際しては、県内の治水安全度の均衡に配慮して、河川の規模や資産状況を勘案した整備の優先順位に基づき、堤防の切り下げや河道の拡幅、洪水を効率的に処理する放水路などの改修を進める。併せて、万一破堤した場合、壊滅的な被害をもたらす可能性のある高い堤防を有する河川について、順次堤防の安全度評価を行い、人家密集地が近接しているな</u></p>

修正前	修正後
<p><u>計画を見定めながら長期的展望に基づき積極的に取上げ着手する。</u></p> <p>(2)～(3) [ 略 ]</p> <p>第2 水災防止対策</p> <p>1 計画方針 水防法に基づき、洪水予報河川・水位周知河川の拡充および浸水想定区域の指定・公表を行い、被災時の被害を最小限に抑えるよう努める。</p> <p>2 現況 県管理一級河川数 <u>506</u>本 延長 <u>2,252.039</u>km 県管理区間重要水防区域 125本 延長 <u>680,075</u>m</p> <p>3 [ 略 ]</p> <p>第2節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 地すべり対策</p> <p>1 [ 略 ]</p> <p>2 現況 (1) 県土木交通部 本県は地質および地下水等の関係で、大津市、甲賀市および湖東地方等の一部に地すべりが発生し、またその危険のある箇所62箇所がみられ、県下の9地区 <u>147.214</u>haを地すべり防止区域に指定し、このうち2地区(平子、大沢)について継続して工事を進めている。</p> <p>(2) [ 略 ]</p> <p>3 事業計画 (1) 県土木交通部 国土交通省所管分のうち平子地区、大沢地区の2地区について継続して、浸透水および地下水の排除、<u>護岸工等</u>地すべり防止工事を実施する。</p> <p>(2) [ 略 ]</p> <p>第2 土石流対策</p> <p>1 [ 略 ]</p> <p>2 現況 本県水源山地の地質は主に秩父古生層および花崗岩地帯で、台風等の異常降雨時には、崩壊が発生しやすい。また地形的には、中央に琵琶湖があり四方を山で囲まれており、高低差に比して河川延長は短く急流となり流出土砂が多く、下流河川は、ほとんどが天井川を形成している。また土石流危険渓流は、1,892 渓流におよび、3 万戸以上の人家が土石流の危険にさらされている。このため本県においては、平成 <u>20</u> 年度末現在で <u>1,370</u> 箇所、<u>32,816,690</u>ha の渓流山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに砂防堰堤、床固工、護岸工、山腹工を施工して、土砂の扞止、生産抑制、流出土砂の調整等による土砂災害の軽減に努めてきている。しかし現在の土砂整備率は未だ低水準であり、未調整渓流も多く残されている。</p> <p>3 [ 略 ]</p> <p>第3 急傾斜地の崩壊対策</p>	<p><u>ど緊急性の高い箇所から、順次対策を進める。</u></p> <p><u>本県の治水については、洪水による人命、財産を守ることを第一に、こうした川の中での対策に併せて、川の外、つまり沿川住民が暮らす場での現実的対策を組み合わせ、避難体制や土地利用などまでを見据えた、水害に強い地域づくりも重要と考えている。</u></p> <p>(2)～(3) [ 略 ]</p> <p>第2 水災防止対策</p> <p>1 計画方針 水防法に基づき、洪水予報河川・水位周知河川の拡充および浸水想定区域の指定・公表を行い、被災時の被害を最小限に抑えるよう努める。</p> <p>2 現況 県管理一級河川数 <u>504</u>本 延長 <u>2,254.339</u>km 県管理区間重要水防区域 125本 延長 <u>664,585</u>m</p> <p>3 [ 略 ]</p> <p>第2節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 地すべり対策</p> <p>1 [ 略 ]</p> <p>2 現況 (1) 県土木交通部 本県は地質および地下水等の関係で、大津市、甲賀市および湖東地方等の一部に地すべりが発生し、またその危険のある箇所62箇所がみられ、県下の10地区 <u>165.544</u>haを地すべり防止区域に指定し、このうち1地区(観音寺)において、平成 <u>22</u> 年度から新規に事業を実施する。</p> <p>(2) [ 略 ]</p> <p>3 事業計画 (1) 県土木交通部 国土交通省所管分のうち観音寺地区の1地区において、浸透水および地下水の排除等の地すべり防止工事を実施する。</p> <p>(2) [ 略 ]</p> <p>第2 土石流対策</p> <p>1 [ 略 ]</p> <p>2 現況 本県水源山地の地質は主に秩父古生層および花崗岩地帯で、台風等の異常降雨時には、崩壊が発生しやすい。また地形的には、中央に琵琶湖があり四方を山で囲まれており、高低差に比して河川延長は短く急流となり流出土砂が多く、下流河川は、ほとんどが天井川を形成している。また土石流危険渓流は、1,892 渓流におよび、3 万戸以上の人家が土石流の危険にさらされている。このため本県においては、平成 <u>21</u> 年度末現在で <u>1,381</u> 箇所、<u>32,840,354</u>ha の渓流山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに砂防堰堤、床固工、護岸工、山腹工を施工して、土砂の扞止、生産抑制、流出土砂の調整等による土砂災害の軽減に努めてきている。しかし現在の土砂整備率は未だ低水準であり、未調整渓流も多く残されている。</p> <p>3 [ 略 ]</p> <p>第3 急傾斜地の崩壊対策</p>

修正前	修正後
<p>1 [ 略 ]</p> <p>2 現 況</p> <p>本県においては、台風、集中豪雨により崩壊するおそれのある急傾斜地(30度以上のがけ)が県下各地に散在しており、特にその崩壊により相当数の居住者その他の者に危害を生ずるおそれのある箇所は県下で2,341箇所ある。</p> <p>当該箇所のうち急傾斜地崩壊危険区域に未指定の箇所についても、「がけ崩れ防災週間」などでパトロールを実施し、防災知識の普及を図り、緊急性の高い箇所から急傾斜地崩壊危険区域として指定し、その管理の強化に努めている。なお、急傾斜地崩壊危険区域指定箇所は平成20年度末現在476箇所、655,171haである。</p> <p>3 [ 略 ]</p> <p>第6 治山対策</p> <p>1 [ 略 ]</p> <p>2 現 況</p> <p>本県の森林面積の約38%が災害防止等に必要な保安林に指定されており、特に信楽、鈴鹿、比良山系は、地質的に脆弱で、極めて崩壊し易い状態にある。一方人口増加地域の山地山麓地帯は、従来の河川の氾らん、土砂の流出の災害に加え箇所直撃型の災害が激増する傾向にあり、人命財産等に直接被害をおよぼすと思われる山地災害の危険地が2,400余地区存在している。また、林道は農山村地域の山間部を中心に460余の重要路線があり、山地災害を被る危険性がある。</p> <p>3 [ 略 ]</p> <p>第7 造林対策</p> <p>1 [ 略 ]</p> <p>2 現 況</p> <p>県内の森林面積は県土の約2分の1を占める202,062haであり、このうち民有林は、その91%にあたる184,418haである。</p> <p>平成19年度末の人工林率は43%を占め、そのうち手入れが必要とされる45年生以下の森林は約64%となっている。また、県下の森林を、重視すべき機能に応じて「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」という3つに区分したところ、水源かん養、山地災害の防止などを重視する水土保持林が90%を占めている。</p> <p>3 [ 略 ]</p> <p>第5節 気象等観測業務計画</p> <p>1 [ 略 ]</p> <p>2 現 況</p> <p>彦根地方气象台、国土交通省、県等各機関の行う気象観測施設の整備状況は次のとおりである。 (詳細は別冊資料編参照)</p> <p>(1) 雨量観測施設</p> <p>ア 彦根地方气象台</p> <p>(ア) 観測所 13箇所</p> <p>(イ) [ 略 ]</p> <p>イ 県土木交通部</p> <p>(ア) 観測所 100箇所</p>	<p>1 [ 略 ]</p> <p>2 現 況</p> <p>本県においては、台風、集中豪雨により崩壊するおそれのある急傾斜地(30度以上のがけ)が県下各地に散在しており、特にその崩壊により相当数の居住者その他の者に危害を生ずるおそれのある箇所は県下で2,341箇所ある。</p> <p>当該箇所のうち急傾斜地崩壊危険区域に未指定の箇所についても、「がけ崩れ防災週間」などでパトロールを実施し、防災知識の普及を図り、緊急性の高い箇所から急傾斜地崩壊危険区域として指定し、その管理の強化に努めている。なお、急傾斜地崩壊危険区域指定箇所は平成21年度末現在485箇所、670,449haである。</p> <p>3 [ 略 ]</p> <p>第6 治山対策</p> <p>1 [ 略 ]</p> <p>2 現 況</p> <p>本県の森林面積の約3分の1が災害防止等に必要な保安林に指定されており、特に信楽、鈴鹿、比良山系は、地質的に脆弱で、極めて崩壊し易い状態にある。一方人口増加地域の山地山麓地帯は、従来の河川の氾らん、土砂の流出の災害に加え箇所直撃型の災害が激増する傾向にあり、人命財産等に直接被害をおよぼすと思われる山地災害の危険地が2,400余地区存在している。また、林道は農山村地域の山間部を中心に460余の重要路線があり、山地災害を被る危険性がある。</p> <p>3 [ 略 ]</p> <p>第7 造林対策</p> <p>1 [ 略 ]</p> <p>2 現 況</p> <p>県内の森林面積は県土の約2分の1を占める202,025haであり、このうち民有林は、その91%にあたる184,381haである。</p> <p>平成20年度末の人工林率は43%を占め、そのうち手入れが必要とされる45年生以下の森林は約63%となっている。また、県下の森林を、重視すべき機能に応じて「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」という3つに区分したところ、水源かん養、山地災害の防止などを重視する水土保持林が90%を占めている。</p> <p>3 [ 略 ]</p> <p>第5節 気象等観測業務計画</p> <p>1 [ 略 ]</p> <p>2 現 況</p> <p>彦根地方气象台、国土交通省、県等各機関の行う気象観測施設の整備状況は次のとおりである。 (詳細は別冊資料編参照)</p> <p>(1) 雨量観測施設</p> <p>ア 彦根地方气象台</p> <p>(ア) 観測所 12箇所</p> <p>(イ) [ 略 ]</p> <p>イ 県土木交通部</p> <p>(ア) 観測所 98箇所</p>

## 滋賀県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

修正前	修正後																						
<p>(イ) [ 略 ] ウ~エ [ 略 ] (2) 水位観測所 水位観測通報については、毎年度定める「水防計画」の定めるところによる。平成 <u>19</u> 年度の 水防計画では県水防本部に通報を要する量水標は <u>94</u> ヶ所である。</p> <p>(3)~(5) [ 略 ]</p> <p>第 8 節 建造物災害予防計画 第 1 [ 略 ] 第 2 市街地再開発事業計画 1 [ 略 ] 2 現 況 <b>現在多くの既成市街地は木造、低層建築物が密集しており</b>、都市機能の低下をきたし、火災等 の災害が発生すると、人命、財産に大きな損害を与える状況にある。</p> <p>3 事業計画 (1) [ 略 ] (2) 市街地再開発事業 居住環境の悪い低層の木造建築物が密集した既成市街地において高度利用地区を指定し、細 分化された敷地を広く統合して不燃化された共同建築物に立て替え、あわせて道路、公園、広 場等の公共施設を整備することにより、安全で快適な市街地の整備を図る。 現在までに竣工したものは、守山駅西口地区「セルバ守山」、草津駅前 A 地区「Lty932(くさ つ)」、浜大津駅前 B 地区「明日都浜大津」<b>および</b>大津駅南地区「プエルタ大津」の <u>4</u> 地区で、次の 地区で計画、整備を進めている。</p> <table border="1"> <tr> <td><u>渋川一丁目 2 番地区(草津市)</u></td> <td>地区面積 6,534 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td><u>計画期間</u></td> <td>平成 18 年度 ~ 平成 20 年度(予定)</td> </tr> <tr> <td><u>基本計画作成</u></td> <td>平成 7 年度</td> </tr> <tr> <td><u>事業計画作成</u></td> <td>平成 8 年度</td> </tr> <tr> <td><u>組合設立</u></td> <td>平成 18 年度</td> </tr> <tr> <td><u>工事期間</u></td> <td>平成 18 年度 ~ 平成 20 年度(予定)</td> </tr> </table> <p>第 10 節 電力、ガス施設災害予防計画 第 1 [ 略 ] 第 2 ガス施設災害予防計画 1 [ 略 ] 2 現 況 現在、滋賀県内には、京滋導管部が(大津市・近江八幡市・草津市・守山市・栗東市・野洲市・ 東近江市・湖南市・甲賀市・竜王町・彦根市・長浜市・愛荘町・多賀町・<u>高月町</u>)の一部にガス 供給を行っている。</p> <p>3 [ 略 ]</p> <p>第 11 節 鉄道施設災害予防計画 第 1 [ 略 ] 第 2 民有鉄道施設災害予防計画</p>	<u>渋川一丁目 2 番地区(草津市)</u>	地区面積 6,534 m <sup>2</sup>	<u>計画期間</u>	平成 18 年度 ~ 平成 20 年度(予定)	<u>基本計画作成</u>	平成 7 年度	<u>事業計画作成</u>	平成 8 年度	<u>組合設立</u>	平成 18 年度	<u>工事期間</u>	平成 18 年度 ~ 平成 20 年度(予定)	<p>(イ) [ 略 ] ウ~エ [ 略 ] (2) 水位観測所 水位観測通報については、毎年度定める「水防計画」の定めるところによる。平成 <u>22</u> 年度の 水防計画では県水防本部に通報を要する量水標は <u>106</u> ヶ所である。</p> <p>(3)~(5) [ 略 ]</p> <p>第 8 節 建造物災害予防計画 第 1 [ 略 ] 第 2 市街地再開発事業計画 1 [ 略 ] 2 現 況 <b>既成市街地には木造、低層建築物が密集している地域があり</b>、都市機能の低下をきたし、火災 等の災害が発生すると、人命、財産に大きな損害を与える<b>可能性が高い</b>状況にある。</p> <p>3 事業計画 (1) [ 略 ] (2) 市街地再開発事業 居住環境の悪い低層の木造建築物が密集した既成市街地において高度利用地区を指定し、細 分化された敷地を広く統合して不燃化された共同建築物に立て替え、あわせて道路、公園、広 場等の公共施設を整備することにより、安全で快適な市街地の整備を図る。 現在までに竣工したものは、守山駅西口地区「セルバ守山」、草津駅前 A 地区「Lty932(くさ つ)」、浜大津駅前 B 地区「明日都浜大津」、<u>大津駅南地区「プエルタ大津」、大路中央地区</u> <u>「TOWER111」および渋川一丁目 2 番地区「ザ・草津タワー」</u>の <u>6</u> 地区で、次の地区で計画、整 備を進めている。</p> <table border="1"> <tr> <td><u>大津駅西地区(大津市)</u></td> <td>地区面積約 0.3ha</td> </tr> <tr> <td><u>計画期間</u></td> <td>平成 21 年度 ~ 平成 25 年度(予定)</td> </tr> <tr> <td><u>事業計画作成</u></td> <td>平成 21 年度</td> </tr> <tr> <td><u>組合設立</u></td> <td>平成 22 年度</td> </tr> <tr> <td><u>工事期間</u></td> <td>平成 23 年度 ~ 平成 25 年度(予定)</td> </tr> </table> <p>第 10 節 電力、ガス施設災害予防計画 第 1 [ 略 ] 第 2 ガス施設災害予防計画 1 [ 略 ] 2 現 況 現在、滋賀県内には、京滋導管部が(大津市・近江八幡市・草津市・守山市・栗東市・野洲市・ 東近江市・湖南市・甲賀市・竜王町・彦根市・長浜市・愛荘町・多賀町)の一部にガス供給を行 っている。</p> <p>3 [ 略 ]</p> <p>第 11 節 鉄道施設災害予防計画 第 1 [ 略 ] 第 2 民有鉄道施設災害予防計画</p>	<u>大津駅西地区(大津市)</u>	地区面積約 0.3ha	<u>計画期間</u>	平成 21 年度 ~ 平成 25 年度(予定)	<u>事業計画作成</u>	平成 21 年度	<u>組合設立</u>	平成 22 年度	<u>工事期間</u>	平成 23 年度 ~ 平成 25 年度(予定)
<u>渋川一丁目 2 番地区(草津市)</u>	地区面積 6,534 m <sup>2</sup>																						
<u>計画期間</u>	平成 18 年度 ~ 平成 20 年度(予定)																						
<u>基本計画作成</u>	平成 7 年度																						
<u>事業計画作成</u>	平成 8 年度																						
<u>組合設立</u>	平成 18 年度																						
<u>工事期間</u>	平成 18 年度 ~ 平成 20 年度(予定)																						
<u>大津駅西地区(大津市)</u>	地区面積約 0.3ha																						
<u>計画期間</u>	平成 21 年度 ~ 平成 25 年度(予定)																						
<u>事業計画作成</u>	平成 21 年度																						
<u>組合設立</u>	平成 22 年度																						
<u>工事期間</u>	平成 23 年度 ~ 平成 25 年度(予定)																						

修正前	修正後																																														
<p>1 [ 略 ]</p> <p>2 現 況</p> <p>(1) [ 略 ]</p> <p>(2) 京阪電気鉄道株式会社</p> <p>ア [ 略 ]</p> <p>イ 主たる施設</p> <p>(ア)～(イ) [ 略 ]</p> <p>(ウ) 踏 切 <span style="color: red;">101</span>か所 (1種甲 <span style="color: red;">94</span>、3種 <span style="color: red;">7</span>)</p> <p>(エ) [ 略 ]</p> <p>(3) [ 略 ]</p> <p>3 [ 略 ]</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 防災組織整備計画</p> <p>第1 組織計画</p> <p>1 [ 略 ]</p> <p>2 滋賀県の組織</p> <p>(1) [ 略 ]</p> <p>(2) 滋賀県災害対策本部</p> <p>県に災害対策本部を設置したときは、災害時に法令に基づき、他に設置されている「滋賀県水防本部」ならびに「滋賀県警察警備体制」を、それぞれ災害対策本部のなかの土木交通部ならびに警察部として組織の一元化を図る。</p> <p>ア [ 略 ]</p> <p>イ 編成組織</p> <p>(ア) 系 統</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地 方 本 部</td> <td>南部地方本部</td> <td>南 部 環境・総合事 務所管内</td> <td>草津市、守山市 栗東市、野洲市</td> </tr> <tr> <td>甲 賀 "</td> <td>甲 賀 "</td> <td>甲 賀 市 湖 南 市</td> </tr> <tr> <td>東近江 "</td> <td>東 近 江 "</td> <td>近江八幡市、東近江市、 蒲生郡</td> </tr> <tr> <td>湖 東 "</td> <td>湖 東 "</td> <td>彦根市、愛知郡、犬上郡</td> </tr> <tr> <td>湖 北 "</td> <td>湖 北 "</td> <td>長浜市、米原市 <span style="color: red;">伊香郡、東浅井郡</span></td> </tr> <tr> <td>高 島 "</td> <td>高 島 "</td> <td>高 島 市</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	位 置	区 域	地 方 本 部	南部地方本部	南 部 環境・総合事 務所管内	草津市、守山市 栗東市、野洲市	甲 賀 "	甲 賀 "	甲 賀 市 湖 南 市	東近江 "	東 近 江 "	近江八幡市、東近江市、 蒲生郡	湖 東 "	湖 東 "	彦根市、愛知郡、犬上郡	湖 北 "	湖 北 "	長浜市、米原市 <span style="color: red;">伊香郡、東浅井郡</span>	高 島 "	高 島 "	高 島 市	<p>1 [ 略 ]</p> <p>2 現 況</p> <p>(1) [ 略 ]</p> <p>(2) 京阪電気鉄道株式会社</p> <p>ア [ 略 ]</p> <p>イ 主たる施設</p> <p>(ア)～(イ) [ 略 ]</p> <p>(ウ) 踏 切 <span style="color: red;">102</span>か所 (1種甲 <span style="color: red;">96</span>、3種 <span style="color: red;">6</span>)</p> <p>(エ) [ 略 ]</p> <p>(3) [ 略 ]</p> <p>3 [ 略 ]</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 防災組織整備計画</p> <p>第1 組織計画</p> <p>1 [ 略 ]</p> <p>2 滋賀県の組織</p> <p>(1) [ 略 ]</p> <p>(2) 滋賀県災害対策本部</p> <p>県に災害対策本部を設置したときは、災害時に法令に基づき、他に設置されている「滋賀県水防本部」ならびに「滋賀県警察警備体制」を、それぞれ災害対策本部のなかの土木交通部ならびに警察部として組織の一元化を図る。</p> <p>ア [ 略 ]</p> <p>イ 編成組織</p> <p>(ア) 系 統</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地 方 本 部</td> <td>南部地方本部</td> <td>南 部 環境・総合事 務所管内</td> <td>草津市、守山市 栗東市、野洲市</td> </tr> <tr> <td>甲 賀 "</td> <td>甲 賀 "</td> <td>甲 賀 市 湖 南 市</td> </tr> <tr> <td>東近江 "</td> <td>東 近 江 "</td> <td>近江八幡市、東近江市、 蒲生郡</td> </tr> <tr> <td>湖 東 "</td> <td>湖 東 "</td> <td>彦根市、愛知郡、犬上郡</td> </tr> <tr> <td>湖 北 "</td> <td>湖 北 "</td> <td>長浜市、米原市</td> </tr> <tr> <td>高 島 "</td> <td>高 島 "</td> <td>高 島 市</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	位 置	区 域	地 方 本 部	南部地方本部	南 部 環境・総合事 務所管内	草津市、守山市 栗東市、野洲市	甲 賀 "	甲 賀 "	甲 賀 市 湖 南 市	東近江 "	東 近 江 "	近江八幡市、東近江市、 蒲生郡	湖 東 "	湖 東 "	彦根市、愛知郡、犬上郡	湖 北 "	湖 北 "	長浜市、米原市	高 島 "	高 島 "	高 島 市
	名 称	位 置	区 域																																												
地 方 本 部	南部地方本部	南 部 環境・総合事 務所管内	草津市、守山市 栗東市、野洲市																																												
	甲 賀 "	甲 賀 "	甲 賀 市 湖 南 市																																												
	東近江 "	東 近 江 "	近江八幡市、東近江市、 蒲生郡																																												
	湖 東 "	湖 東 "	彦根市、愛知郡、犬上郡																																												
	湖 北 "	湖 北 "	長浜市、米原市 <span style="color: red;">伊香郡、東浅井郡</span>																																												
	高 島 "	高 島 "	高 島 市																																												
		名 称	位 置	区 域																																											
地 方 本 部	南部地方本部	南 部 環境・総合事 務所管内	草津市、守山市 栗東市、野洲市																																												
	甲 賀 "	甲 賀 "	甲 賀 市 湖 南 市																																												
	東近江 "	東 近 江 "	近江八幡市、東近江市、 蒲生郡																																												
	湖 東 "	湖 東 "	彦根市、愛知郡、犬上郡																																												
	湖 北 "	湖 北 "	長浜市、米原市																																												
	高 島 "	高 島 "	高 島 市																																												

修正前	修正後																
<p>第2 動員計画</p> <p>1 [ 略 ]</p> <p>2 滋賀県の動員</p> <p>職員の動員に関する計画は、本計画の定めるところによる。ただし、警察部および企業部については、各管理者の定めるところによる。</p> <p>(1) [ 略 ]</p> <p>(2) 滋賀県災害対策本部を設置した場合の配備体制</p> <p>ア [ 略 ]</p> <p>イ 動員方法</p> <p>(ア) [ 略 ]</p> <p>(イ) 動員の伝達方法</p> <p>a [ 略 ]</p> <p>b 勤務時間外</p> <p>あらかじめ各部各班において連絡体制を定めておくものとする。ただし、通常の伝達方法によりがたい場合は、本部事務局長は、広報班員を通じ「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき、NHK、KBS、BBC、FM滋賀に対して、ラジオ、テレビによる伝達を要請するものとする。</p> <p>ウ [ 略 ]</p> <p>第2節 情報計画</p> <p>第1 災害情報通信計画</p> <p>1 [ 略 ]</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1)～(4) [ 略 ]</p> <p>(5) 防災関係機関との情報交換、報告</p> <p>ア [ 略 ]</p> <p>イ 県本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、または相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努めるものとする。</p> <p>防災関係機関と県本部各班の分担は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">関係機関名</th> <th style="text-align: center;">県本部・班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[ 略 ]</td> <td style="text-align: center;">[ 略 ]</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会(大津放送局) 株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社 株式会社エフエム滋賀</td> <td>広報班 (広報課)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[ 略 ]</td> <td style="text-align: center;">[ 略 ]</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ～エ [ 略 ]</p>	関係機関名	県本部・班名	[ 略 ]	[ 略 ]	日本放送協会(大津放送局) 株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社 株式会社エフエム滋賀	広報班 (広報課)	[ 略 ]	[ 略 ]	<p>第2 動員計画</p> <p>1 [ 略 ]</p> <p>2 滋賀県の動員</p> <p>職員の動員に関する計画は、本計画の定めるところによる。ただし、警察部および企業部については、各管理者の定めるところによる。</p> <p>(1) [ 略 ]</p> <p>(2) 滋賀県災害対策本部を設置した場合の配備体制</p> <p>ア [ 略 ]</p> <p>イ 動員方法</p> <p>(ア) [ 略 ]</p> <p>(イ) 動員の伝達方法</p> <p>a [ 略 ]</p> <p>b 勤務時間外</p> <p>あらかじめ各部各班において連絡体制を定めておくものとする。ただし、通常の伝達方法によりがたい場合は、本部事務局長は、広報班員を通じ「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき、NHK、KBS、BBC、FM滋賀、<u>ABC</u>、<u>KT</u>、<u>V</u>、<u>MBS</u>、<u>YTV</u>に対して、ラジオ、テレビによる伝達を要請するものとする。</p> <p>ウ [ 略 ]</p> <p>第2節 情報計画</p> <p>第1 災害情報通信計画</p> <p>1 [ 略 ]</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1)～(4) [ 略 ]</p> <p>(5) 防災関係機関との情報交換、報告</p> <p>ア [ 略 ]</p> <p>イ 県本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、または相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努めるものとする。</p> <p>防災関係機関と県本部各班の分担は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">関係機関名</th> <th style="text-align: center;">県本部・班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[ 略 ]</td> <td style="text-align: center;">[ 略 ]</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会(大津放送局) 株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社 株式会社エフエム滋賀 <u>朝日放送株式会社</u> <u>関西テレビ放送株式会社</u> <u>株式会社毎日放送</u> <u>讀賣テレビ放送株式会社</u></td> <td>広報班 (広報課)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[ 略 ]</td> <td style="text-align: center;">[ 略 ]</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ～エ [ 略 ]</p>	関係機関名	県本部・班名	[ 略 ]	[ 略 ]	日本放送協会(大津放送局) 株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社 株式会社エフエム滋賀 <u>朝日放送株式会社</u> <u>関西テレビ放送株式会社</u> <u>株式会社毎日放送</u> <u>讀賣テレビ放送株式会社</u>	広報班 (広報課)	[ 略 ]	[ 略 ]
関係機関名	県本部・班名																
[ 略 ]	[ 略 ]																
日本放送協会(大津放送局) 株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社 株式会社エフエム滋賀	広報班 (広報課)																
[ 略 ]	[ 略 ]																
関係機関名	県本部・班名																
[ 略 ]	[ 略 ]																
日本放送協会(大津放送局) 株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社 株式会社エフエム滋賀 <u>朝日放送株式会社</u> <u>関西テレビ放送株式会社</u> <u>株式会社毎日放送</u> <u>讀賣テレビ放送株式会社</u>	広報班 (広報課)																
[ 略 ]	[ 略 ]																



修正前

第2 気象予警報伝達計画

- 1 [ 略 ]
- 2 計画の内容

(1) 注意報、警報等の種別

この計画における注意報、警報等の種別および基準は次のとおりとする。

ア 警報

警報とは、気象業務法に基づいて県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれのある場合において、彦根地方気象台が一般に厳重な警戒をうながすため発表するものをいう。

種 類	発 表 基 準
暴風警報	暴風により重大な災害が起こる恐れがあるとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速 20m/s 以上と予想される場合。
暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こる恐れがあるとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が 20m/s 以上で、雪を伴うと予想される場合。
大雨警報	地域内の市町で別表 1 の基準に達することが予想される場合。
洪水警報	地域内の市町で別表 2 の基準に達することが予想される場合。
大雪警報	大雪による重大な災害が起こる恐れがあるとき。 具体的には次の条件に該当すると予想される場合。 24 時間降雪の深さ 北部 近江西部 平地で 50cm 以上山地で 60cm 以上 湖北 平地で 50cm 以上山地で 60cm 以上 湖東 平地で 40cm 以上山地で 50cm 以上 南部 近江南部 30cm 以上 東近江 30cm 以上 甲賀 30cm 以上
*地面現象警報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって、重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。
*浸水警報	浸水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。

注)\*付けた警報は、表題を出さないでその事項を気象警報に含めて行う。

イ 注意報

注意報とは、気象業務法に基づき県内のいずれかの地域において災害の発生が予想される場合において、彦根地方気象台が一般的に注意をうながすため発表するものをいう。

種 類	発 表 基 準
風雪注意報	風雪により災害が起こる恐れがあるとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が 12m/s 以上で、雪を伴うと予想される場合。
強風注意報	強風により災害が起こる恐れがあるとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が 12m/s 以上と予想される場合。
大雨注意報	地域内の市町で別表 3 の基準に達することが予想される場合。

修正後

第2 気象予警報伝達計画

- 1 [ 略 ]
- 2 計画の内容

(1) 注意報、警報等の種別

この計画における注意報、警報等の種別および基準は、「平成 22 年 5 月 27 日改正」  
気象庁が定める警報・注意報基準一覽表のとおりとする。

ア 警報

警報とは、気象業務法に基づいて県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれのある場合において、彦根地方気象台が一般に厳重な警戒をうながすため発表するものをいう。

イ 注意報

注意報とは、気象業務法に基づき県内のいずれかの地域において災害の発生が予想される場合において、彦根地方気象台が一般的に注意をうながすため発表するものをいう。

警報・注意報発表基準一覽表

平成22年5月27日現在

発表官署		彦根地方気象台					
府県予報区		滋賀県					
一次細分区域		南部			北部		
市町等をまとめた地域		近江南部	東近江	甲賀	近江西部	湖北	湖東
警報	大雨	区域内の市町で別表1の基準に到達することが予想される場合					
	洪水	区域内の市町で別表2の基準に到達することが予想される場合					
	暴風 (平均風速)	琵琶湖 20m/s, 琵琶湖を除く地域 20m/s		20m/s	琵琶湖 20m/s, 琵琶湖を除く地域 20m/s		
	暴風雪 (平均風速)	琵琶湖 20m/s, 琵琶湖を除く地域 20m/s 雪を伴う		20m/s 雪を伴う	琵琶湖 20m/s, 琵琶湖を除く地域 20m/s 雪を伴う		
	大雪 (24時間積雪の深さ)	30cm	平地 30cm 山地 50cm	30cm	平地 50cm 山地 60cm	平地 40cm 山地 50cm	
注意報	大雨	区域内の市町で別表3の基準に到達することが予想される場合					
	洪水	区域内の市町で別表4の基準に到達することが予想される場合					
	強風 (平均風速)	琵琶湖 12m/s, 琵琶湖を除く地域 12m/s		12m/s	琵琶湖 12m/s, 琵琶湖を除く地域 12m/s		
	風雪 (平均風速)	琵琶湖 12m/s, 琵琶湖を除く地域 12m/s 雪を伴う		12m/s 雪を伴う	琵琶湖 12m/s, 琵琶湖を除く地域 12m/s 雪を伴う		
	大雪 (24時間積雪の深さ)	10cm	平地 10cm 山地 30cm	10cm	平地 20cm 山地 30cm		
	雷	落雷等により被害が予想される場合					
	濃霧(視程)	100m					
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 65%					
	なだれ	積雪の深さが 50cm以上あり次のいずれか 1 24時間降雪の深さ 30cm以上 2 日最高気温 10 以上 3 24時間雨量 15mm以上					
	低温	最低気温 -5 以下(気温は彦根地方気象台の値)					
霜	4月以降の晩霜						
着雪	24時間降雪の深さ: 15cm以上 気温: 0 以上			24時間降雪の深さ: 30cm以上 気温: 0 以上			
記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)	80mm						

修正前		修正後
洪水注意報	地域内の市町で別表4の基準に達することが予想される場合。	<p>(注)1 <u>注意報、警報の発表については、市町ごとの発表基準を用いて判断し、発表する。</u></p> <p>2 発表基準に記載した数値は、滋賀県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。</p> <p>3 <u>注意報、警報はその種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また新たな注意報警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除または更新されて新たな注意報、警報にきりかえられる。</u></p> <p>[ 中 略 ]</p> <p><b>【大雨、洪水警報・注意報基準表（別表1～4）の解説】</b></p> <p>(1) <u>別表の市町等をまとめた地域の欄中、( )内は一次細分区域を示す。</u></p> <p>(2) <u>大雨および洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないものについては、その欄を“-”で示している。</u></p> <p>(3) <u>大雨および洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は下記を参照</u>  <u>(<a href="http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_heitanchi.html">http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_heitanchi.html</a>)</u></p> <p>(4) <u>大雨および洪水の欄中、R1 および R3 は、それぞれ1 および3 時間雨量を示す。</u>  <u>例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。</u></p> <p>(5) <u>大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。</u></p> <p>(6) <u>土壌雨量指数基準値は1km 四方毎に設定しているが、別表1 および3 の土壌雨量指数基準には、市町等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については下記を参照</u>  <u>(<a href="http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html">http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html</a>)</u></p> <p>(7) <u>洪水の欄中、「川流域=30」は、「川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。</u></p>
大雪注意報	大雪により災害が起こる恐れがあるとき。 具体的には次の条件に該当すると予想される場合。 24 時間降雪の深さ北部 近江西部 平地で 20cm 以上 山地で30cm 以上 湖北 平地で 20cm 以上 山地で 30cm 以上 湖東 平地で 20cm 以上 山地で 30cm 以上 南部 近江南部 10cm 以上 東近江 10cm 以上 甲賀 10cm 以上	
雷注意報	落雷等により災害が予想される場合。	
乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険があるとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 最小湿度 40% 以下で、実効湿度 65% 以下になると予想される場合。	
濃霧注意報	濃霧により交通機関等に著しい支障が生じる恐れがあるとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 視程が 100m 以下になると予想される場合。	
霜注意報	晩霜により農作物に著しい被害が予想されるとき。 4 月 1 日以降(一応の目安とする)	
なだれ注意報	なだれにより災害が予想されるとき。 具体的には積雪の深さが 50cm 以上あり次の条件のいずれかに該当する場合。 1 24 時間降雪の深さ 30cm 以上      2 日最高気温 10 以上 3 24 時間雨量 15mm 以上	
低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害が予想されるとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 最低気温 - 5 以下になると予想される場合。	
着雪注意報	着雪が著しく通信線や送電線等に被害が予想されるとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 気温 0 以上となり、 北部で、24 時間の降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合。 南部で、24 時間の降雪の深さが 15cm 以上になると予想される場合。	
*地面現象注意報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合。	
*浸水注意報	浸水によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合。	
<p>印は気象官署の値であることを示す。</p> <p>(注)1 <u>注意報、警報の発表については、細分区域内の市町ごとの発表基準を用いて判断し、二次細分区域全体を対象に発表する。</u></p> <p>2 発表基準に記載した数値は、滋賀県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。</p> <p>3 <u>*印を付けた注意報は、標題を出さないでその事項を気象注意報に含めて行う。</u></p> <p>4 注意報、警報はその種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また新たな注意報警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除または更新されて新たな注意報、警報にきりかえられる。</p>		

修正前

修正後

別表1  
大雨警報

一次細分 区域	二次細分 区域	市町名	雨量基準 (mm)				土壌雨量指数
			平坦地		平坦地以外		
			R1	R3	R1	R3	
北 部	近江西部	大津市 1			70	-	111 ~ 137
		高島市	50	-	80	-	109 ~ 133
	湖 北	長浜市	-	80	50	-	118 ~ 148
		虎姫町	50	-			120 ~ 121
		湖北町	50	-	50	-	117 ~ 125
		高月町	50	-	50	-	119 ~ 125
		木之本町			50	-	119 ~ 148
		西浅井町			50	-	117 ~ 126
		米原市	-	80	70	-	121 ~ 170
	湖 東	余呉町			70	-	120 ~ 136
		彦根市	50	-	50	-	100 ~ 118
		愛荘町	60	-	60	-	102 ~ 137
		豊郷町	60	-			3
		甲良町	60	-			102 ~ 112
南 部	近江南部	多賀町			80	-	102 ~ 144
		大津市 2	70	-	70	-	101 ~ 113
		草津市	50	-	-	80	103 ~ 113
		守山市	60	-	60	-	3
		栗東市	60	-	-	80	101 ~ 108
	東近江	野洲市	50	-	50	-	107 ~ 110
		近江八幡市	50	-	-	80	111 ~ 121
		安土町	50	-	50	-	110 ~ 114
		日野町	50	-	-	130	111 ~ 146
		竜王町	50	-	50	-	108 ~ 121
甲 賀	東近江市	50	-	80	-	107 ~ 156	
	湖南市	50	-	50	-	99 ~ 107	
	甲賀市	50	-	-	170	99 ~ 142	

- 1 大津市(伊香立、小野、葛川、木戸、小松及び和邇の各支所管内に)
- 2 大津市(近江西部の区域を除く)
- 3 土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害の危険性がないため基準値は設定し
- 4 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準に市町内における基準値の最低値及び最大値を示す  
雨量基準の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。  
灰色のセルは当該市町に対象となる地域がないことを示す。

(別表1)大雨警報基準

平成22年5月27日現在

市町等を まとめた地域	市町等	雨量基準	土壌雨量指数基準
近江南部 (南部)	大津市南部	R1=70	101
	草津市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R3=80	103
	守山市	R1=60	-
	栗東市	平坦地：R1=60 平坦地以外：R3=80	101
	野洲市	R1=50	107
	東近江 (南部)	近江八幡市	R1=50
東近江市		平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=80	107
日野町		平坦地：R1=50 平坦地以外：R3=130	111
竜王町		R1=50	108
甲賀 (南部)	甲賀市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R3=170	99
	湖南市	R1=50	99
近江西部 (北部)	大津市北部	R1=70	111
	高島市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=80	109
湖北 (北部)	長浜市	(長浜市長浜) 平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=50	117
		(長浜市虎姫) R1=50	
		(長浜市湖北) R1=50	
		(長浜市高月) R1=50	
		(長浜市木之本) R1=50	
		(長浜市西浅井) R1=50	
	(長浜市余呉) R1=70		
米原市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=70	121	
湖東 (北部)	彦根市	R1=50	100
	愛荘町	R1=60	102
	豊郷町	R1=60	-
	甲良町	R1=60	102
	多賀町	R1=80	102

修正前

修正後

別表2  
洪水警報

一次細分区域	二次細分区域	市町名	雨量基準 (mm)				流域雨量指数基準	複合基準	
			平坦地		平坦地以外				
			R1	R3	R1	R3			
北 部	近江西部	大津市 1			70	-	安曇川流域 = 22	-	
		高島市	50	-	80	-	安曇川流域 = 29	R1=20 かつ 安曇川流域 = 18	
	湖北	長浜市	-	80	50	-	草野川流域 = 9 田川流域 = 8	-	
		虎姫町	50	-			田川流域 = 8	-	
		湖北町	50	-	50	-	余呉川流域 = 13 田川流域 = 8	-	
		高月町	50	-	50	-	余呉川流域 = 13	-	
		木之本町			50	-	余呉川流域 = 13	-	
		西浅井町			50	-	-	-	
		米原市	-	80	70	-	天野川流域 = 19 余呉川流域 = 13 高時川流域 = 22	-	
	湖 東	彦根市		50	-	50	-	芹川流域 = 28 犬上川流域 = 25 宇曾川流域 = 14	-
			愛荘町	60	-	60	-	愛知川流域 = 40 宇曾川流域 = 13	-
			豊郷町	60	-			愛知川流域 = 33 宇曾川流域 = 14	-
		甲良町	60	-			犬上川流域 = 25	-	
		多賀町			80	-	芹川流域 = 16	-	
		大津市 2	70	-	70	-	大戸川流域 = 16 信楽川流域 = 14	-	
	南 部	近江南部	草津市	50	-	-	80	草津川流域 = 9	R1=45 かつ 草津川流域 = 5
			守山市	60	-	60	-	-	-
			栗東市	60	-	-	80	-	-
野洲市			50	-	50	-	-	-	
東近江		近江八幡市	50	-	-	80	蛇砂川流域 = 10	-	
		安土町	50	-	50	-	蛇砂川流域 = 10	-	
		日野町	50	-	-	130	日野川流域 = 17	-	
		竜王町	50	-	50	-	-	-	
		東近江市		50	-	80	-	佐久良川流域 = 12 蛇砂川流域 = 9 愛知川流域 = 34	-
								大同川流域 = 6	-
							-	-	
甲 賀		湖南市	50	-	50	-	-	-	
	甲賀市	50	-	-	170	-	R1=35 かつ 野洲川流域 = 24		

1 大津市(伊香立、小野、葛川、木戸、小松及び和邇の各支所管内に限る)  
2 大津市(近江西部の区域を除く)  
雨量基準の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。  
灰色のセルは当該市町に対象となる地域がないことを示す。

(別表2) 洪水警報基準

平成22年5月27日現在

市町等をまとめた地域	市町等	雨量基準	土壌雨量指数基準	複合基準	
近江南部 (南部)	大津市南部	R1=70	大戸川流域=16, 信楽川流域=14	-	
	草津市	平坦地: R1=50 平坦地以外: R3=80	草津川流域=9	平坦地: R1=45 かつ 草津川流域=5	
	守山市	R1=60	-	-	
	栗東市	平坦地: R1=60 平坦地以外: R3=80	-	-	
	野洲市	R1=50	-	-	
東近江 (南部)	近江八幡市	R1=50	蛇砂川流域=9	-	
	東近江市	平坦地: R1=50 平坦地以外: R1=80	佐久良川流域=12, 蛇砂川流域=9, 愛知川流域=34, 大同川流域=6	-	
	日野町	平坦地: R1=50 平坦地以外: R3=130	日野川流域=17	-	
	竜王町	R1=50	-	-	
甲賀 (南部)	甲賀市	平坦地: R1=50 平坦地以外: R3=170	-	平坦地: R1=35 かつ 野洲川流域=19	
	湖南市	R1=50	-	-	
近江西部 (北部)	大津市北部	R1=70	安曇川流域=22	-	
	高島市	平坦地: R1=50 平坦地以外: R1=80	安曇川流域=29	平坦地: R1=20 かつ 安曇川流域=18	
湖北 (北部)	長浜市	(長浜市長浜)	平坦地: R3=80 平坦地以外: R1=50	草野川流域=9, 田川流域=8	-
		(長浜市虎姫)	R1=50	田川流域=8	-
		(長浜市湖北)	R1=50	余呉川流域=13, 田川流域=8	-
		(長浜市高月)	R1=50	余呉川流域=13	-
		(長浜市木之本)	R1=50	余呉川流域=13	-
		(長浜市西浅井)	R1=50	-	-
	(長浜市余呉)	R1=70	余呉川流域=13, 高時川流域=22	-	
米原市	平坦地: R3=70 平坦地以外: R1=70	天野川流域=18	-		
湖東 (北部)	彦根市	R1=50	芹川流域=21, 犬上川流域=26, 宇曾川流域=13, 愛知川流域=35	-	
	愛荘町	R1=60	宇曾川流域=13, 愛知川流域=33	-	
	豊郷町	R1=60	宇曾川流域=14	-	
	甲良町	R1=60	犬上川流域=25	-	
	多賀町	R1=80	芹川流域=16	-	

修正前

修正後

別表3  
大雨注意報

一次細分 区域	二次細分 区域	市町名	雨量基準 (mm)						土壌雨量指数
			平地			山地			
			R1	(RT)	R3	R1	(RT)	R3	
北 部	近江西部	大津市 1	30	-70	50	30	-70	70	94 ~ 116
		高島市	30	-70	50	30	-70	70	92 ~ 113
		長浜市	30	-70	50	30	-70	70	100 ~ 125
	湖 北	虎姫町	30	-70	50				101 ~ 102
		湖北町	30	-70	50				99 ~ 106
		高月町	30	-70	50	30	-70	70	101 ~ 106
		木之本町	30	-70	50	30	-70	70	101 ~ 125
		西浅井町	30	-70	50	30	-70	70	99 ~ 107
		米原市	30	-70	50	30	-70	70	102 ~ 144
		余呉町	30	-70	50	30	-70	70	101 ~ 115
	湖 東	彦根市	30	-70	50	30	-70	70	84 ~ 100
		愛荘町	30	-70	50	30	-70	70	86 ~ 116
		豊郷町	30	-70	50				86 ~ 87
		甲良町	30	-70	50				86 ~ 95
多賀町		30	-70	50	30	-70	70	86 ~ 122	
南 部	近江南部	大津市 2	30	-60	50				85 ~ 96
		草津市	30	-60	50				87 ~ 96
		守山市	30	-60	50				91 ~ 93
		栗東市	30	-60	50				85 ~ 91
		野洲市	30	-60	50				90 ~ 93
	東近江	近江八幡市	30	-60	50				94 ~ 102
		安土町	30	-60	50				93 ~ 96
		日野町	30	-60	50	30	-70	70	94 ~ 124
		竜王町	30	-60	50				91 ~ 102
		東近江市	30	-60	50	30	-70	70	90 ~ 132
	甲 賀	湖南市	30	-70	50				84 ~ 90
		甲賀市	30	-70	50				84 ~ 120

- 1 大津市(伊香立、小野、葛川、木戸、小松及び和邇の各支所管内に限る)
- 2 大津市(近江西部の区域を除く)
- 3 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町内における基準値の最低値及び最大値を示す。  
雨量基準の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示し、「RT」は総雨量を示す。  
灰色のセルは当該市町に対象となる地域がないことを示す。

(別表3) 大雨注意報基準 平成22年5月27日現在

市町等をまとめた地域	市町等	雨量基準	土壌雨量指数基準
近江南部 (南部)	大津市南部	R1=40	85
	草津市	平地地：R1=30 平地地以外：R3=50	87
	守山市	R1=30	91
	栗東市	平地地：R1=40 平地地以外：R3=50	85
	野洲市	R1=30	90
	東近江 (南部)	近江八幡市	R1=30
東近江 (南部)	東近江市	平地地：R1=30 平地地以外：R1=50	90
	日野町	平地地：R1=30 平地地以外：R3=90	94
	竜王町	R1=30	91
	甲賀 (南部)	甲賀市	平地地：R1=25 平地地以外：R3=90
甲賀 (南部)	湖南市	R1=30	84
	近江西部 (北部)	大津市北部	R1=40
近江西部 (北部)	高島市	平地地：R1=30 平地地以外：R1=50	92
	湖北 (北部)	長浜市	(長浜市長浜) 平地地：R3=40 平地地以外：R1=25
(長浜市虎姫) R1=30			
(長浜市湖北) R1=30			
(長浜市高月) R1=30			
(長浜市木之本) R1=30			
(長浜市西浅井) R1=30			
(長浜市余呉) R1=40			
米原市	平地地：R3=40 平地地以外：R1=40	102	
湖東 (北部)	彦根市	R1=30	84
	愛荘町	R1=40	86
	豊郷町	R1=30	86
	甲良町	R1=40	86
	多賀町	R1=50	86

滋賀県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

修正前

修正後

別表4  
洪水注意報

一次細分区域	二次細分区域	市町名	雨量基準 (mm)						流域雨量指数基準	
			平地			山地			流域名 = 指数	
			R1	(RT)	R3	R1	(RT)	R3		
北部	近江西部	大津市 1	30	(70)	50	30	(70)	70	安曇川流域 = 13	
		高島市	30	(70)	50	30	(70)	70	安曇川流域 = 16	
	湖北	長浜市	長浜市	30	(70)	50	30	(70)	70	草野川流域 = 4 田川流域 = 4
			虎姫町	30	(70)	50				田川流域 = 5 余呉川流域 = 9
		湖北町	30	(70)	50				田川流域 = 5	
		高月町	30	(70)	50	30	(70)	70	余呉川流域 = 7	
		木之本町	30	(70)	50	30	(70)	70	余呉川流域 = 8	
		西浅井町	30	(70)	50	30	(70)	70	-	
		米原市	30	(70)	50	30	(70)	70	天野川流域 = 6 余呉川流域 = 8	
		余呉町	30	(70)	50	30	(70)	70	高時川流域 = 14 芹川流域 = 17	
	湖東	彦根市	彦根市	30	(70)	50	30	(70)	70	犬上川流域 = 15 宇曾川流域 = 8 愛知川流域 = 25
			愛荘町	30	(70)	50	30	(70)	70	宇曾川流域 = 7 愛知川流域 = 20
		豊郷町	30	(70)	50				宇曾川流域 = 8	
		甲良町	30	(70)	50				犬上川流域 = 13	
		多賀町	30	(70)	50	30	(70)	70	芹川流域 = 8	
		大津市 2	30	(60)	50				大戸川流域 = 8 信楽川流域 = 7	
	南部	近江南部	草津市	30	(60)	50				草津川流域 = 5
			守山市	30	(60)	50				-
栗東市			30	(60)	50				-	
野洲市			30	(60)	50				-	
近江八幡市			30	(60)	50				蛇砂川流域 = 5	
東近江		安土町	30	(60)	50				蛇砂川流域 = 6	
		日野町	30	(60)	50	30	(70)	70	日野川流域 = 7	
		竜王町	30	(60)	50				-	
		東近江市	30	(60)	50	30	(70)	70	佐久良川流域 = 6 蛇砂川流域 = 4 愛知川流域 = 16 大同川流域 = 4	
		甲賀	30	(70)	50				-	

1 大津市(伊香立、小野、葛川、木戸、小松及び和邇の各支所管内に限る)  
 2 大津市(近江西部の区域を除く)  
 雨量基準の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示し、「RT」は総雨量を示す。  
 灰色のセルは当該市町に対象となる地域がないことを示す。

(別表4) 洪水注意報基準 平成22年5月27日現在

市町等をまとめた地域	市町等	雨量基準	土壌雨量指数基準	複合基準	
近江南部(南部)	大津市南部	R1=40	大戸川流域=13, 信楽川流域=7	-	
	草津市	平地地: R1=30 平地地以外: R3=50	草津川流域=6	-	
	守山市	R1=30	-	-	
	栗東市	平地地: R1=40 平地地以外: R3=50	-	-	
	野洲市	R1=30	-	-	
東近江(南部)	近江八幡市	R1=30	蛇砂川流域=6	-	
	東近江市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=50	佐久良川流域=7, 蛇砂川流域=7, 愛知川流域=27, 大同川流域=5	-	
	日野町	平地地: R1=30 平地地以外: R3=90	日野川流域=10	-	
	竜王町	R1=30	-	-	
甲賀(南部)	甲賀市	平地地: R1=25 平地地以外: R3=90	-	-	
	湖南市	R1=30	-	-	
近江西部(北部)	大津市北部	R1=40	安曇川流域=12	-	
	高島市	平地地: R1=30 平地地以外: R1=50	安曇川流域=16	-	
湖北(北部)	長浜市	(長浜市長浜)	平地地: R3=40 平地地以外: R1=25	草野川流域=6, 田川流域=6	-
		(長浜市虎姫)	R1=30	田川流域=5	-
		(長浜市湖北)	R1=30	余呉川流域=10, 田川流域=5	-
		(長浜市高月)	R1=30	余呉川流域=8	-
		(長浜市木之本)	R1=30	余呉川流域=7	-
		(長浜市西浅井)	R1=30	-	-
	(長浜市余呉)	R1=40	余呉川流域=10, 高時川流域=14	-	
米原市	平地地: R3=40 平地地以外: R1=40	天野川流域=9	-		
湖東(北部)	彦根市	R1=30	芹川流域=11, 犬上川流域=21, 宇曾川流域=10, 愛知川流域=28	-	
	愛荘町	R1=40	宇曾川流域=7, 愛知川流域=26	-	
	豊郷町	R1=30	宇曾川流域=8	-	
	甲良町	R1=40	犬上川流域=13	-	
	多賀町	R1=50	芹川流域=9	-	

修正前

ウ~エ [ 略 ]

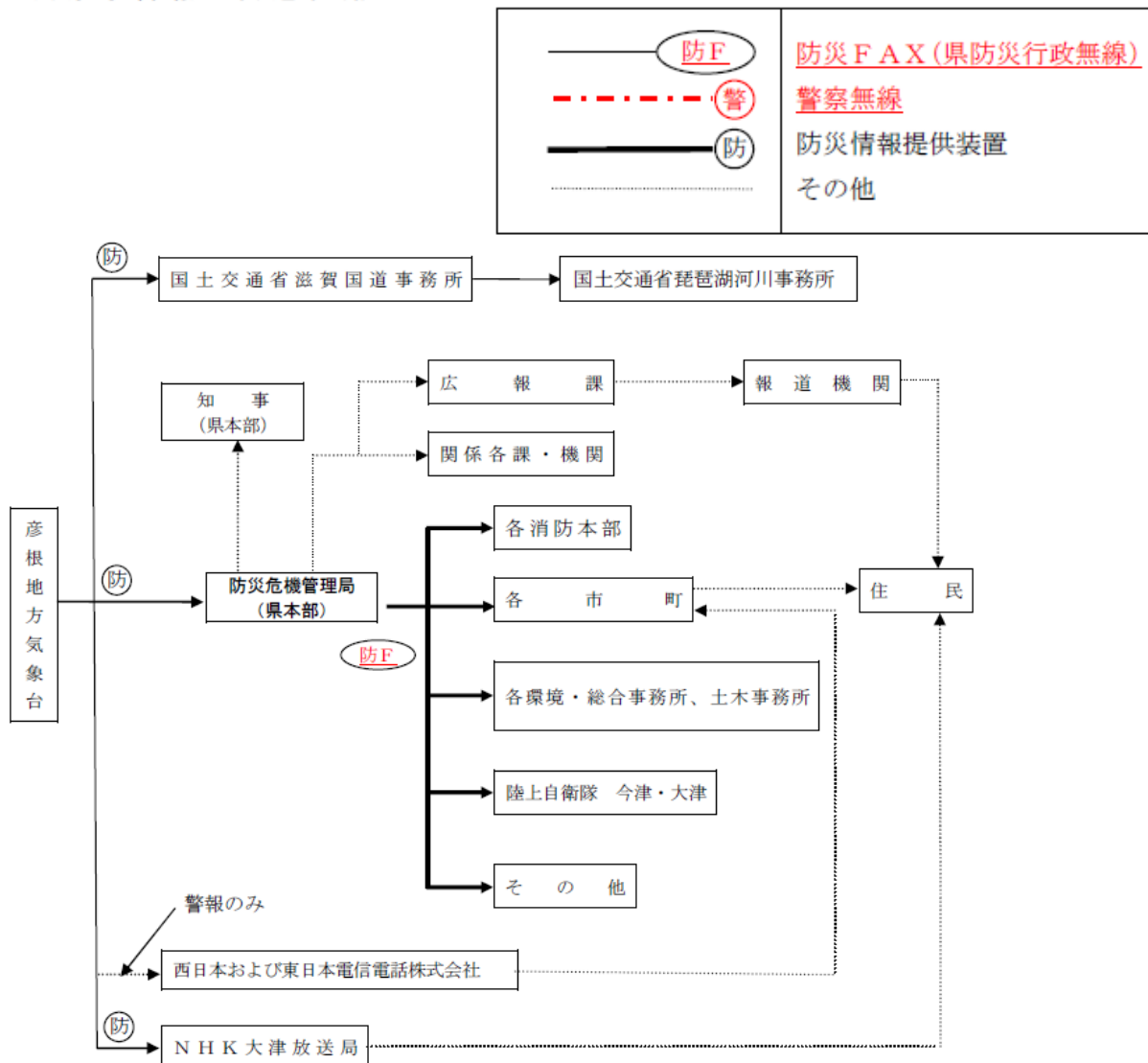
オ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、次表に示す発表対象地域において大雨による土砂災害の発生が予想される場合において、土砂災害発生の危険性周知のため滋賀県と彦根地方气象台が共同して発表するものである。

発表対象地域	滋賀県内全市町 (ただし、土砂災害危険箇所がない守山市、豊郷町を除く)	
発表単位	市町単位	
発表基準	警戒基準	大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出する降雨指標が監視基準に達したとき
	警戒解除基準	大雨警報発表中において、降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき

カ~ク [ 略 ]

(2) 気象予警報の伝達経路



修正後

ウ~エ [ 略 ]

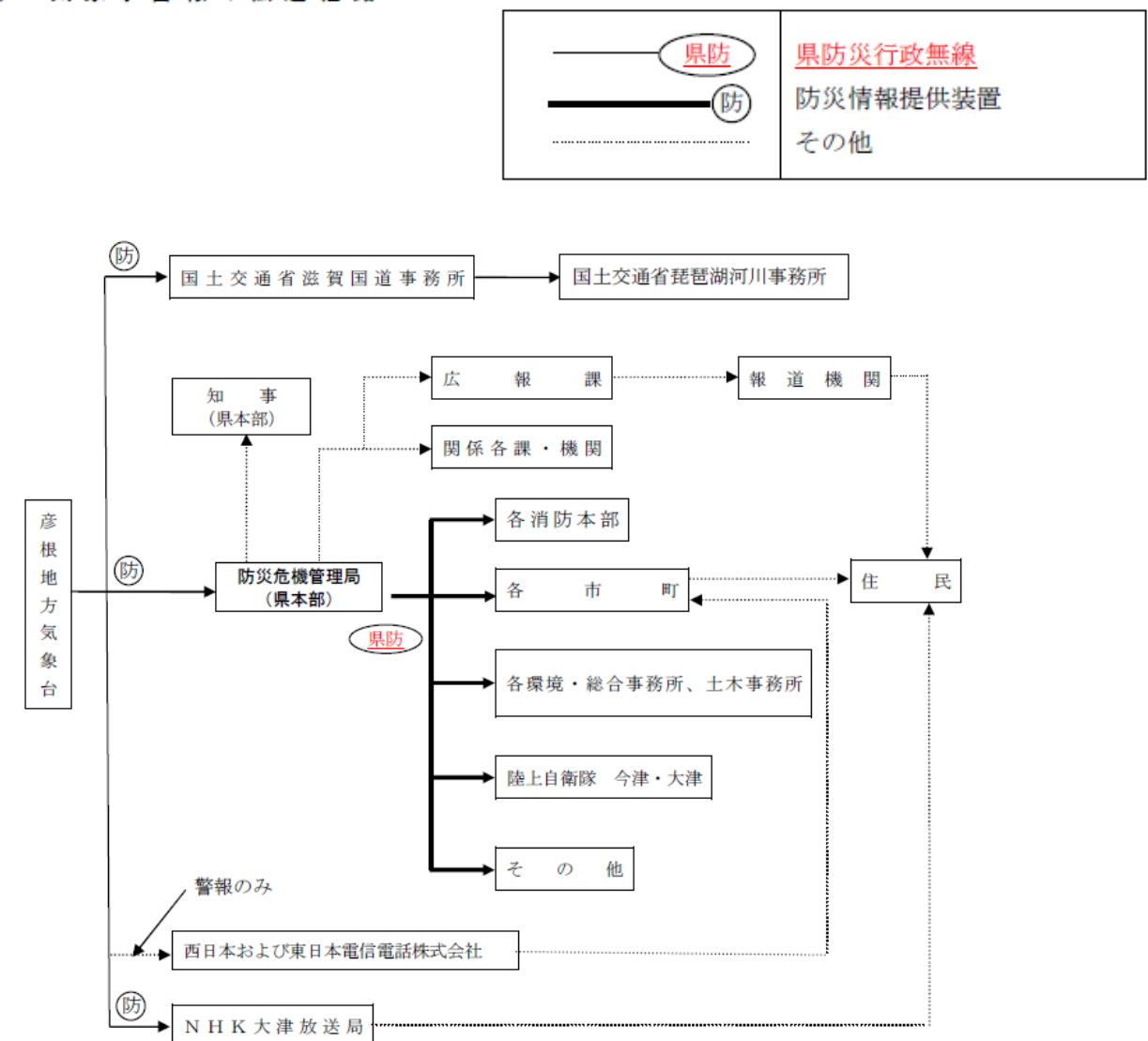
オ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、次表に示す発表対象地域において大雨による土砂災害の発生が予想される場合において、土砂災害発生の危険性周知のため滋賀県と彦根地方气象台が共同して発表するものである。

発表対象地域	滋賀県内全市町 (ただし、土砂災害危険箇所がない守山市、豊郷町を除く)	
発表単位	市町単位(ただし、大津市は大津市北部、大津市南部に分割)	
発表基準	警戒基準	大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出する降雨指標が監視基準に達したとき
	警戒解除基準	大雨警報発表中において、降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき

カ~ク [ 略 ]

(2) 気象予警報の伝達経路



修正前

修正後

(注) 防災危機管理局から環境・総合事務所、市町、消防本部への予警報の音声およびFAXの伝達方法

- 勤務時間内の場合  
防災行政無線FAX及び音声一斉により伝達する。
- 勤務時間外の場合  
防災行政無線FAXを一斉指令装置により自動送出し、音声による伝達は防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市町宿直者に伝達する。

(注) 防災危機管理局から環境・総合事務所、市町、消防本部への予警報の音声伝達方法

- 勤務時間内の場合  
防災行政無線により伝達する。
- 勤務時間外の場合  
防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市町宿直者等に伝達する。

- (3) ~ (4) [ 略 ]  
(5) 予警報用地域区分について

基本的には、愛知川から和邇川を通る線を北部・南部の境とする。(主として冬期の積雪日数等を参考に決定)ただし、上記に近い行政区によって分割するが、大津市については和邇川中流と途中越をむすぶ線で分割する。さらに、注意報・警報は県内の気象特性、災害特性を考慮し、二次細分区域として、次のとおり北部を湖北、湖東、近江西部に、南部を東近江、甲賀、近江南部と6区域に細分する。(資料編「予報地域細分境界」参照)

県	1次細分区域	2次細分区域	市 町
滋 賀 県	北 部	湖 北	長浜市、米原市、 伊香郡(西浅井町、余呉町、木之本町、高月町)
		湖 東	彦根市、犬上郡(多賀町、甲良町、豊郷町)、愛知郡(愛荘町)
		近江西部	大津市(伊香立支所、小野支所、葛川支所、木戸支所、小松支所及び和邇支所官内に限る)、高島市
	南 部	東 近 江	近江八幡市、東近江市、蒲生郡(安土町、竜王町、日野町)
		甲 賀	甲賀市、湖南市
		近江南部	大津市(近江西部の区域を除く)、草津市、守山市、栗東市、野洲市

- (3) ~ (4) [ 略 ]  
(5) 予警報用地域区分について

「平成22年5月27日改正」

基本的には、愛知川から和邇川を通る線を北部・南部の境とする。(主として冬期の積雪日数等を参考に決定)ただし、上記に近い行政区によって分割するが、大津市については和邇川中流と途中越をむすぶ線で北部と南部に分割する。さらに、注意報・警報は県内の気象特性、災害特性を考慮し、市町等をまとめた区域として、次のとおり北部を湖北、湖東、近江西部に、南部を東近江、甲賀、近江南部と6区域に細分する。(資料編「予報地域細分境界」参照)

県	1次細分区域	市町等をまとめた地域	市 町
滋 賀 県	北 部	湖 北	長浜市、米原市
		湖 東	彦根市、犬上郡(多賀町、甲良町、豊郷町)、愛知郡(愛荘町)
		近江西部	大津市北部、高島市
	南 部	東 近 江	近江八幡市、東近江市、蒲生郡(竜王町、日野町)
		甲 賀	甲賀市、湖南市
		近江南部	大津市南部、草津市、守山市、栗東市、野洲市

- (6) [ 略 ]  
第3 災害広報計画  
1 [ 略 ]  
2 計画の内容

- (1) 県における広報  
ア~オ [ 略 ]  
カ 放送機関に対する放送要請  
(ア) 災害放送

県は防災関係機関およびその他の関係者に対する通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備および無線設備により通信できない場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、「災害対策基本法第57条の規定に基づく放送要請に関する協定」(昭和54年6月20日締結ほか)により、日本放送協会大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送、株式会社エフエム滋賀に対して放送を行うことを求めることができる。

- (6) [ 略 ]  
第3 災害広報計画  
1 [ 略 ]  
2 計画の内容  
(1) 県における広報  
ア~オ [ 略 ]  
カ 放送機関に対する放送要請  
(ア) 災害放送

県は防災関係機関およびその他の関係者に対する通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備および無線設備により通信できない場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、「災害対策基本法第57条の規定に基づく放送要請に関する協定」(昭和54年6月20日締結ほか)により、日本放送協会大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送、株式会社エフエム滋賀、朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社毎日放送、讀賣テレビ放送株式会社に対して放送を行う



修正前

この場合、県は放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明示し、前記放送局は要請のあった事項について、放送の形式、内容、時刻等をそのつと決定し放送する。

- (イ) [ 略 ]
- キ [ 略 ]
- (2)～(3) [ 略 ]

第6節 交通輸送計画

第1 道路交通対策計画

- 1 [ 略 ]
- 2 計画の内容

(1) 交通規制

- ア [ 略 ]
- イ 規制の区分

規制の実施は、次の区分によって行うものとする。ただし、災害の状況によっては関係機関による規制が遅れ、間に合わない場合も予想されるので関係道路管理者と警察とは密接な連絡をとり適切な規制が期されるよう配慮して行うものとする。

区 分	実 施 者	範 囲
道 路 管 理 者	国 務 所 ( 国 道 事 務 所 )	一般国道(指定区間) 国道1号、8号、21号、161号
	県 土 木 班 ( 地 方 本 部 土 木 班 )	一般国道(指定区間外) 国道303号、306号、307号、365号、367号、421号、422号、477号 主要地方道 一般県道
	市 町 本 部	市 町 道
警 察	公 安 委 員 会 ( 県 本 部 警 察 部 交 通 班 )	隣府県に影響をおよぼす規制もしくは規制区域が2警察署以上にわたるものまたは期間が1ヶ月以上におよぶもの
	警 察 署 長	自署の管轄区域内であり、かつ急を要し期間が1ヶ月以内の規制
	警 察 官	緊急を要する一時的な規制

ウ～カ [ 略 ]

修正後

ことを求めることができる。

この場合、県は放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明示し、前記放送局は要請のあった事項について、放送の形式、内容、時刻等をそのつと決定し放送する。

- (イ) [ 略 ]
- キ [ 略 ]
- (2)～(3) [ 略 ]

第6節 交通輸送計画

第1 道路交通対策計画

- 1 [ 略 ]
- 2 計画の内容

(1) 交通規制

- ア [ 略 ]
- イ 規制の区分

規制の実施は、次の区分によって行うものとする。ただし、災害の状況によっては関係機関による規制が遅れ、間に合わない場合も予想されるので関係道路管理者と警察とは密接な連絡をとり適切な規制が期されるよう配慮して行うものとする。

区 分	実 施 者	範 囲
道 路 管 理 者	国 務 所 ( 国 道 事 務 所 )	一般国道(指定区間) 国道1号、8号、21号、161号
	県 土 木 班 ( 地 方 本 部 土 木 班 )	一般国道(指定区間外) 国道303号、306号、307号、365号、367号、421号、422号、477号 主要地方道 一般県道
	市 町 本 部	市 町 道
	西日本高速道路株式会社 関 西 支 社	名神高速道路(八日市～京都府境) 新名神高速道路(甲賀土山～草津JCT) 京滋バイパス(瀬田東～京都府境)
	中日本高速道路株式会社 名 古 屋 支 社	名神高速道路(岐阜県境～八日市) 北陸自動車道(木之本～米原JCT) 新名神高速道路(三重県境～甲賀土山)
	滋 賀 県 道 路 公 社	琵琶湖大橋有料道路 近江大橋有料道路 日野水口有料道路 途中トンネル有料道路
警 察	公 安 委 員 会 ( 県 本 部 警 察 部 交 通 班 )	隣府県に影響をおよぼす規制もしくは規制区域が2警察署以上にわたるものまたは期間が1ヶ月以上におよぶもの
	警 察 署 長	自署の管轄区域内であり、かつ急を要し期間が1ヶ月以内の規制
	警 察 官	緊急を要する一時的な規制

ウ～カ [ 略 ]

修正前	修正後
<p>(2) [ 略 ]</p> <p>第13節 相互協力計画</p> <p>1 [ 略 ]</p> <p>2 国との相互協力</p> <p><u>(1) 災害時の応援に関する申し合わせ</u> 平成17年6月14日付けで、近畿地方整備局および近畿各府県土木担当部長の間で締結された。災害時の整備局所有の資機材および人員の支援を行うものである。</p> <p><u>(2) 災害時における自治体等への応援・支援について</u> 平成17年6月28日付けで、国土交通事務次官より通知。国土交通省が所管する事業に関して総合的な応援・支援を行う。</p> <p>3 [ 略 ]</p> <p>4 防災関係機関との相互協力</p> <p>(1) [ 略 ]</p> <p>(2) 県と防災機関との事前協議 災害時において他機関の円滑な協力が得られるよう、<u>県は、次のとおり協定を締結し、あるいは事前協議を整え協力体制を確立する。</u></p> <p><u>ア 日本赤十字社滋賀県支部との委託契約</u> 災害救助法第32条の規定に基づき、昭和54年4月日本赤十字社滋賀県支部と「災害救助法による救助等に関する委託契約」を締結し、医療、助産についての委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。</p> <p><u>イ 日本放送協会、民間放送各社との協定</u> 災害対策基本法第57条の規定に基づき、昭和54年6月日本放送協会、びわ湖放送株式会社および株式会社京都放送と「災害対策基本法にもとづく放送要請に関する協定」を締結している。この協定は、主として災害のため、公衆電気通信設備等によって通信不能または著しく困難な場合において、放送会社に放送を要請するときの手続きについてとりきめたものである。</p> <p><u>ウ 滋賀県トラック協会との協定</u> 平成8年3月滋賀県トラック協会と「災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定書」を締結し、災害時において、災害対策基本法に基づき、迅速かつ円滑に必要な物資等の輸送を行う一般自動車等の応援についてとりきめている。</p> <p><u>エ 滋賀県漁業協同組合連合会との協定</u> 平成8年3月滋賀県漁業協同組合連合会と「災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定書」を締結し、災害時において、災害対策基本法に基づき、迅速かつ円滑な災害応急対策を行うために必要な客船等の応援についてとりきめている。</p>	<p>(2) [ 略 ]</p> <p>第13節 相互協力計画</p> <p>1 [ 略 ]</p> <p>2 国との相互協力</p> <p><u>(1) 県は、被害が広範囲に及び、県および県域の防災関係機関のみでは対応が困難と認めた場合、応援(職員の派遣を含む。以下同じ)または応援の斡旋を求めるなどして災害対策の万全を期す。</u></p> <p><u>(2) 災害時において円滑な協力が得られるよう、県は事前に協議を整え協力体制を確立する。</u></p> <p><u>(3) 県は、次のとおり協定等を締結している。</u></p> <p><u>ア 災害時における彦根地方気象台職員の滋賀県への派遣に関する取り決め</u> … (参考13)</p> <p><u>イ 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定(滋賀農政事務所)</u> …… (参考14(1))</p> <p><u>ウ 災害時等における応急食糧の緊急引渡し取扱要領(滋賀農政事務所)</u> …… (参考14(2))</p> <p><u>エ 災害時の応援に関する申し合わせ(近畿地方整備局)</u> …… (参考15)</p> <p><u>オ 災害時における自治体等への応援・支援について</u> 平成17年6月28日付けで、国土交通事務次官より通知。国土交通省が所管する事業に関して総合的な応援・支援を行う。</p> <p>3 [ 略 ]</p> <p>4 防災関係機関との相互協力</p> <p>(1) [ 略 ]</p> <p>(2) 県と防災機関との事前協議 災害時において他機関の円滑な協力が得られるよう、<u>県は事前協議を整え協力体制を確立する。</u> <u>県は、次のとおり協定等を締結している。</u></p> <p><u>ア 災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定</u> (西日本旅客鉄道株式会社) …… (参考22(2)) (東海旅客鉄道株式会社) …… (参考22(3))</p> <p><u>イ 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定</u> (日本放送協会、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送(旧;株式会社近畿放送)) …… (参考24(1))</p> <p><u>ウ 緊急警報放送の放送要請に関する覚書(日本放送協会)</u> …… (参考25)</p> <p><u>エ 災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定</u> (社団法人滋賀県トラック協会) …… (参考33)</p> <p><u>オ 災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定</u> (琵琶湖汽船株式会社) …… (参考35(1))</p> <p><u>カ 災害救助法による救助等に関する委託契約(日本赤十字社滋賀県支部)</u> … (参考36)</p> <p><u>キ 災害時の医療救護活動に関する協定(社団法人滋賀県医師会)</u> …… (参考37)</p> <p><u>ク 災害時等における相互協力に関する協定</u> (西日本高速道路株式会社) …… (参考52) (中日本高速道路株式会社) …… (参考53)</p>

修正前	修正後
<p><u>オ 琵琶湖汽船株式会社との協定</u>  <u>平成8年3月琵琶湖汽船株式会社と「災害時における物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書」を締結し、災害時において、災害対策基本法に基づき、迅速かつ円滑な災害応急対策を行うために必要な客船等の応援についてとりきめている。</u></p> <p>(3) 防災機関相互における協力</p> <p>ア～ウ [ 略 ]</p> <p>5 地方公共団体との相互協力          災害時における都道府県相互の応援措置については、職員の派遣の要請、都道府県知事に対する応援の要請および主務大臣の都道府県知事に対する応援命令に関し、法令に基づく他府県の円滑な協力が得られるよう、<u>あらかじめ協定等を締結しておくものとする。</u></p> <p><u>(1) 中部9県1市の災害時等の応援に関する協定</u>  <u>本県を含む富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県および名古屋市の中部9県1市は、平成19年7月26日付けで「災害時等の応援に関する協定書」を締結している。この協定は、災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第1条に定める武力攻撃事態等及び同法第25条第1項に定める緊急対処事態に掲げる事態において、被災県市又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある県市では被災者等の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めたものであり、その主な内容は、次のとおりである。</u></p> <p><u>ア 応援県市</u>  <u>大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援県市は、必要に応じ被災県市等に対する救援対策本部を設置することができる。</u>  <u>応援県市は、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。</u>  <u>主たる応援県市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。</u></p> <p><u>イ 応援の内容</u>  <u>応援県市が行う応援の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 1 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣</u>  <u>ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん</u>  <u>イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん</u>  <u>ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん</u>  <u>エ 避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員</u>  <u>の派遣</u></p> <p><u>(2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置</u></p> <p><u>(3) 被災者等の一時収容のための施設の提供</u></p>	<p>(3) 防災機関相互における協力  <u>各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、協力または便宜を供与する。また、災害時において各機関相互の円滑な協力が行われるよう事前に協議を整え協力体制を確立する。</u></p> <p>ア～ウ [ 略 ]</p> <p>5 地方公共団体（<u>都道府県</u>）との相互協力          災害時における都道府県相互の応援措置については、職員の派遣の要請、都道府県知事に対する応援の要請および主務大臣の都道府県知事に対する応援命令に関し、法令に基づく他府県の円滑な協力が得られるよう<u>事前に協議を整え協力体制を確立する。</u>  <u>県は、次のとおり協定等を締結している。</u></p> <p><u>ア 中部9県1市の災害時等の応援に関する協定 ……（参考16(1)）</u>  <u>イ 中部9県1市の災害時等の応援に関する協定実施細則 ……（参考16(2)）</u>  <u>ウ 近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定 ……（参考17(1)）</u>  <u>エ 近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定実施細目 ……（参考17(2)）</u>  <u>オ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定 ……（参考18(1)）</u>  <u>カ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定実施細目 ……（参考18(2)）</u>  <u>キ 岐阜県・滋賀県航空消防防災相互応援協定 ……（参考19(1)）</u>  <u>三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定 ……（参考19(2)）</u>  <u>滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定 ……（参考19(3)）</u>  <u>福井県・滋賀県航空消防防災相互応援協定 ……（参考19(4)）</u></p>

修正前	修正後
<p><u>(4) 医療機関による傷病者の受入</u></p> <p><u>(5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、特に要請のあった事項</u> 各県市は、上記(1)から(5)に掲げる応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。</p> <p><u>ウ 応援要請等の手続</u> 応援を受けようとする県市は、別に定める内容を明らかにして、他の県市に要請するものとする。 各県市は、上記イの要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。</p> <p><u>エ 災害時等における自主的活動</u> 災害時等であって別に定めるときに通信途絶等により被災県市からの要請がない場合、他の県市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。</p> <p><u>オ 連絡協議会の設置等</u> この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を設置するものとする。</p> <p><u>(2) 近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定</u> 本県を含む福井県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県および徳島県の近畿2府7県は、平成18年4月26日付けで「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」を締結している。この協定は、災害が発生し被災府県独自では十分に応急措置が実施できない場合に、被災府県が他府県に緊急要請する応援措置等を円滑に遂行するため、必要な事項を定めたものであり、その主な内容は、次のとおりである。</p> <p><u>ア 応援主管府県等の設定</u> 相互応援実施の総合調整を図るため、府県毎にあらかじめ応援主管府県および応援副主管府県を設定しておくものとし、災害が発生した場合には、速やかに応援主管府県等に連絡するものとする。 連絡を受けた応援主管府県等は、必要に応じ被災府県の状況を他の府県に連絡するものとする。 なお、本県が被災した場合の主管府県は京都府、副主管府県は三重県である。 また、福井県および三重県が被災した場合、本県が主管府県となる。</p> <p><u>イ 応援の種類</u> <u>(ア) 食料、飲料水および生活必需物資の提供</u> <u>(イ) 資機材の提供</u> <u>(ウ) 避難者、傷病者の受け入れ</u> <u>(エ) 職員の派遣</u> <u>(オ) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項</u></p> <p><u>ウ 防災関係機関等との連携</u> 府県は平素から防災関係機関等と十分な連絡を図ることにより、災害発生時の迅速的確な対応に万全を期すよう努めるものとする。</p> <p><u>エ 応援要請の手続等</u> <u>(ア) 応援を要請する府県は、必要とする応援の内容について応援主管府県等に対し、文書により要請を行うものとする。</u></p>	

修正前	修正後
<p><u>ただし、そのいとまがない場合には、口頭または電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 要請を受けた応援主管府県等は、他の府県と調整の上、応援計画を作成し、被災府県に対し応援内容を連絡するものとする。</u></p> <p><u>オ 緊急派遣</u> 府県において、震度 6 弱以上の地震が観測された場合又は府県間の通信の途絶等の緊急事態が生じた場合には、<u>応援主管府県等は、速やかに当該被災府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集を行うものとする。</u></p> <p><u>カ 資料の交換、訓練</u> 府県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年 1 回、必要な参考資料を相互に交換するとともに、毎年合同して災害応急活動に関する訓練を実施するものとする。</p> <p><u>(3) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定</u> 全国知事会は、平成 19 年 7 月 12 日付けで「<u>全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定</u>」を締結している。</p> <p>6 公共的団体との協力体制 (1)～(3) [ 略 ] (4) 県と公共的団体との事前協議 災害時において他機関の円滑な協力が得られるよう、<u>県は、次のとおり協定を締結し、あるいは事前協議を整え協力体制を確立する。</u></p> <p><u>ア 滋賀県生活協同組合連合会との協定</u> 平成 8 年 3 月滋賀県生活協同組合連合会と「災害時に必要な物資の調達に関する協定書」を締結し、災害時において、災害救助に必要な物資の調達についてとりきめている。</p> <p>7 民間との協力体制 県および市町ならびに防災関係機関は、その所掌事務に関する民間機関等に対し、災害時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p><u>(1) 県と民間機関との事前協議</u> 災害時において他機関の円滑な協力が得られるよう、<u>県は、次のとおり協定を締結し、あるいは事前協議を整え協力体制を確立する。</u></p> <p><u>ア 流通事業者との協定</u> 平成 8 年 3 月以降次に掲げる各流通事業者と「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」を締結し、災害時において、災害救助に必要な物資の調達についてとりきめている。</p> <p><u>(ア) 合同会社西友（旧；株式会社西友）</u> <u>(イ) 株式会社平和堂</u> <u>(ウ) 株式会社マイカル近江八幡サティ（旧；株式会社ニチイ近江八幡サティ）</u> <u>(エ) 株式会社ダイエー（平成 19 年 3 月協定解約）</u> <u>(オ) イオン株式会社西日本カンパニー（旧；ジャスコ株式会社近畿カンパニー）</u> <u>(カ) 株式会社中部近鉄百貨店（旧；株式会社草津近鉄百貨店）</u></p>	<p>6 公共的団体との協力体制 (1)～(3) [ 略 ] (4) 県と公共的団体との事前協議 災害時において他機関の円滑な協力が得られるよう、<u>県は事前協議を整え協力体制を確立する。</u></p> <p><u>県は、次のとおり協定等を締結している。</u></p> <p><u>ア 災害救助に必要な物資の調達に関する協定（滋賀県生活協同組合連合会）（参考 29(1)）</u> <u>イ 災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定（滋賀県漁業協同組合連合会）……………（参考 34）</u> <u>ウ 災害時の医療救護活動に関する協定（社団法人滋賀県歯科医師会、社団法人滋賀県看護協会、滋賀県薬剤師会、滋賀県病院協会）…（参考 37）</u></p> <p>7 民間との協力体制 県および市町ならびに防災関係機関は、その所掌事務に関する民間機関等に対し、災害時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。<u>また、災害時において他機関の円滑な協力が得られるよう、県は事前協議を整え協力体制を確立する。</u></p> <p><u>県は下記参照のとおり協定を締結している。</u></p> <p><u>ア アマチュア無線による災害時応援協定（社団法人日本アマチュア無線連盟滋賀県支部）……………（参考 23）</u> <u>イ 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（株式会社エフエム滋賀）……………（参考 24(1)）（朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社）……………（参考 24(2)）</u> <u>ウ 災害時等における報道要請に関する協定（株式会社朝日新聞社、株式会社大塚実業新聞社、社団法人共同通信社、株式会社京都新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、株式会社中日新聞社、株式会社日刊工業新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社毎日新聞）……………（参考 26(1)）</u></p>

修正前	修正後
<p><u>(キ) ユニー株式会社(旧;株式会社ユーストア)</u></p> <p><u>イ 株式会社オーミマリンとの協定</u> 平成8年3月株式会社オーミマリンと「災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書」を締結し、災害時において、災害対策基本法に基づき、迅速かつ円滑な災害応急対策を行うために必要な客船等の応援についてとりきめている。</p> <p><u>ウ プレハブ建築協会との協定</u> 平成8年3月プレハブ建築協会と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」を締結し、災害時における応急仮設住宅の建設についてとりきめている。</p> <p><u>エ 滋賀県建設業協会との協定</u> 平成8年3月滋賀県建設業協会と「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」を締結し、災害時において、災害対策基本法に基づき、迅速かつ円滑な災害応急対策を行うために必要な土木資機材労力等の応援および応急仮設住宅の建設についてとりきめている。</p> <p><u>オ 滋賀県警備業協会との協定</u> 平成8年3月滋賀県警備業協会と「災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定」を締結し、災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協力についてとりきめている。</p> <p><u>カ 滋賀県医薬品卸協会との協定</u> 平成8年10月滋賀県医薬品卸協会と「災害時における医薬品等の供給に関する協定」を締結し、災害時における迅速かつ円滑な医薬品の供給についてとりきめている。</p> <p><u>キ 社団法人滋賀県測量設計技術協会との協定</u> 平成15年8月社団法人滋賀県測量設計技術協会と「災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定」を締結し、災害時における土木施設の被害状況調査の応援を社会貢献活動として実施することについて取り決めている。</p> <p><u>ク 滋賀県環境整備事業共同組合および湖北環境協同組合との協定</u> 平成16年1月滋賀県環境整備事業共同組合および湖北環境協同組合と「無償団体救援協定書(災害一般廃棄物)の収集運搬」をそれぞれと締結し、災害が発生した場合のし尿、浄化槽汚泥その他災害に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬について取り決めている。</p> <p><u>ケ 株式会社ファミリーマートとの協定</u> 平成16年11月株式会社ファミリーマートと「災害時における応急生活物資の供給および帰宅困難者への支援に関する協定」を締結し、災害時において生活物資の迅速な供給と帰宅困難者に対する各種支援協力について取り決めている。</p> <p><u>コ 社団法人 滋賀県宅地建物取引業協会および社団法人全日本不動産協会滋賀県本部との協定</u> 平成16年12月社団法人滋賀県宅地建物取引業協会および社団法人全日本不動産協会滋賀県本部と「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結し、災害発生時の迅速かつ効果的に民間の賃貸住宅の空室情報の提供等を行うための協力を定めている。</p> <p><u>サ 株式会社ノエビアとの協定</u> 平成17年1月に、株式会社ノエビアと「災害時におけるヘリコプターの応援に関する協定」を締結し、災害時に医薬品、衛生材料および医療従事者等を被災地周辺に搬送するため航空輸送手段の協力を定めている。</p> <p><u>シ コンビニエンスストア・外食事業者との協定</u></p>	<p><u>(朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社)</u> …… (参考 26(2))</p> <p><u>エ 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定</u> (株式会社ローソン) …… (参考 27(1)) (株式会社セブン-イレブン・ジャパン等) …… (参考 27(2)) (株式会社ジャパン等) …… (参考 27(3)) (株式会社壱番屋等) …… (参考 27(4)) (株式会社ダスキン) …… (参考 27(5)) (株式会社ユタカファーマシー) …… (参考 27(6)) (株式会社モスフードサービス) …… (参考 27(7)) (株式会社セブン&amp;アイフードシステムズ) …… (参考 27(8)) (ロイヤル関西株式会社) …… (参考 27(9)) (サトレストレンシステムズ株式会社) …… (参考 27(10)) (株式会社九九プラス) …… (参考 27(11))</p> <p><u>オ 災害時における応急生活物資の供給および帰宅困難者への支援に関する協定</u> (株式会社ファミリーマート) …… (参考 28)</p> <p><u>カ 災害救助に必要な物資の調達に関する協定</u> (合同会社西友(旧;株式会社西友)) …… (参考 29(2)) (株式会社平和堂) …… (参考 29(3)) (株式会社マイカル近江八幡サティ(旧;株式会社ニチイ近江八幡サティ)) …… (参考 29(4)) (イオンリテール株式会社西日本カンパニー(旧;ジャスコ株式会社近畿カンパニー)) …… (参考 29(5)) (株式会社中部近鉄百貨店(旧;株式会社草津近鉄百貨店)) …… (参考 29(6)) (ユニー株式会社(旧;株式会社ユーストア)) …… (参考 29(7)) (NPO法人コメリ災害対策センター) …… (参考 29(8)) (株式会社ローソン) …… (参考 29(9)) (株式会社セブン-イレブン・ジャパン) …… (参考 29(10))</p> <p><u>キ 災害時における飲料の提供協力に関する協定</u> (コカ・コーラウエスト株式会社(旧;三笠コカ・コーラボトリング株式会社)) …… (参考 30(1))</p> <p><u>ク 災害時における飲料の提供協力に関する協定運用要領</u> (コカ・コーラウエスト株式会社(旧;三笠コカ・コーラボトリング株式会社)) …… (参考 30(2))</p> <p><u>ケ 災害時におけるヘリコプターの応援に関する協定(株式会社ノエビア)</u> …… (参考 31(1))</p> <p><u>コ 災害時におけるヘリコプターの応援に関する実施要領(株式会社ノエビア)</u> (参考 31(2))</p> <p><u>サ 災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定(朝日航洋株式会社、中日本航空株式会社、四国航空株式会社)</u> …… (参考 32(1))</p> <p><u>シ 災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する細目協定(朝日航洋株式会社、中日本航空株式会社、四国航空株式会社)</u> …… (参考 32(2))</p> <p><u>ス 災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定</u></p>

修正前	修正後
<p>平成 17 年 2 月に、関西広域連携協議会が関西 2 府 5 県 3 政令市を代表して「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結し、地震等の災害が発生し、交通が途絶した場合の帰宅困難者に対する支援について相互に協力することを定めている。</p> <p>関西広域連携協議会構成自治体；三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市</p> <p>コンビニエンスストア・外食事業者；株式会社ローソン、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社ファミリーマート、株式会社エーエム・ピーエム・関西、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ココストア、国分グロースーズチエーン株式会社、ミニストップ株式会社、株式会社ポプラ、株式会社サークルKサンクス、株式会社吉野家、株式会社アイデア・プラス、株式会社ジャパン、株式会社ストロベリーコーンズ、株式会社壺番屋、株式会社スギ薬局、株式会社ダスキン、株式会社ユタカファーマシー、株式会社モスフードサービス、株式会社セブン&amp;アイ・フードシステムズ、ロイヤル関西株式会社</p> <p>ス 社団法人 日本アマチュア無線連盟滋賀県支部との協定</p> <p>平成 18 年 4 月に、社団法人 日本アマチュア無線連盟滋賀県支部と「アマチュア無線による災害時応援協定」締結を締結し、災害時における情報の収集および伝達について協力することを定めている。</p> <p>セ 滋賀県管工事業協同組合連合会との協定</p> <p>平成 19 年 3 月に、滋賀県管工事業協同組合と「災害時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定」を締結した。</p> <p>ソ 三笠コカ・コーラボトリング株式会社との協定</p> <p>平成 19 年 7 月に、三笠コカ・コーラボトリング株式会社と「災害時における飲料の提供協力に関する協定」を締結した。</p> <p>タ 特定非営利活動法人日本レスキュー協会との協定</p> <p>平成 19 年 12 月に、特定非営利活動法人日本レスキュー協会と「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」を締結した。</p> <p>チ 社団法人滋賀県電業協会との協定</p> <p>平成 20 年 3 月に、社団法人滋賀県電業協会と「災害時における応急救援活動への応援に関する協定」を締結した。</p> <p>ツ 社団法人滋賀県下水道管路維持協会との協定</p> <p>平成 20 年 3 月に、社団法人滋賀県下水道管路維持協会と「地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定」を締結した。</p> <p>テ 社団法人滋賀県造園協会との協定</p> <p>平成 20 年 5 月に、社団法人滋賀県造園協会と「災害時における応急救援活動への応援に関する協定」を締結した。</p> <p>ト 京都医療機器協会との協定</p> <p>平成 20 年 10 月に、京都医療機器協会と「災害時における医療機器等の供給に関する協定」を締結した。</p> <p>ナ 有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会 近畿地域本部滋賀県支部との協定</p> <p>平成 20 年 10 月に有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会 近畿地域本部滋賀県支部と「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」を締結した。</p>	<p>(近江トラベル株式会社(旧；株式会社オーミマリン) … (参考 35(2))</p> <p>セ 災害時の医療救護活動に関する協定(県内災害拠点病院) …… (参考 37)</p> <p>ソ 災害時における医薬品等の供給に関する協定</p> <p>(社団法人滋賀県医薬品卸協会) …… (参考 38)</p> <p>タ 災害時における医療ガス等の供給に関する協定</p> <p>(有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会 近畿地域本部滋賀県支部) …… (参考 39)</p> <p>チ 災害時における医療機器等の供給に関する協定(京都医療機器協会) …… (参考 40)</p> <p>ツ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定</p> <p>(社団法人プレハブ建築協会) …… (参考 41)</p> <p>テ 災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定</p> <p>(社団法人全日本不動産協会滋賀県本部) …… (参考 42(1))</p> <p>(社団法人滋賀県宅地建物取引業協会) …… (参考 42(2))</p> <p>ト 無償団体救援協定(災害一般廃棄物の収集運搬)</p> <p>(滋賀県環境整備事業協同組合) …… (参考 43(1))</p> <p>(湖北環境協同組合) …… (参考 43(2))</p> <p>ナ 災害時における被災者に対する旅館・ホテルの入浴施設の提供に関する協定書</p> <p>(滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合) …… (参考 44)</p> <p>ニ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定</p> <p>(社団法人滋賀県建設業協会) …… (参考 45(1))</p> <p>ヌ 災害時における応急救援活動への応援に関する細目協定</p> <p>(社団法人滋賀県建設業協会) …… (参考 45(2))</p> <p>ネ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定</p> <p>(社団法人滋賀県造園協会) …… (参考 45(3))</p> <p>ノ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定実施細目</p> <p>(社団法人滋賀県造園協会) …… (参考 45(4))</p> <p>ハ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定</p> <p>(社団法人滋賀県電業協会) …… (参考 45(5))</p> <p>ヒ 災害時における応急救援活動への応援に関する協定実施細目</p> <p>(社団法人滋賀県電業協会) …… (参考 45(6))</p> <p>フ 災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定</p> <p>(社団法人滋賀県警備業協会) …… (参考 46(1))</p> <p>ヘ 災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定細目</p> <p>(社団法人滋賀県警備業協会) …… (参考 46(2))</p> <p>ホ 災害時における災害救助犬の出動に関する協定</p> <p>(特定非営利活動法人日本レスキュー協会) …… (参考 47(1))</p> <p>マ 災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目</p> <p>(特定非営利活動法人日本レスキュー協会) …… (参考 47(2))</p> <p>ミ 緊急事態における隊友会の支援に関する基本協定</p> <p>(社団法人隊友会滋賀県隊友会) …… (参考 48)</p> <p>ム 災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定</p>

修正前	修正後
<p>ニ <u>株式会社ローソン、NPO 法人コメリ災害対策センターとの協定</u>  <u>平成 21 年 1 月に、株式会社ローソンおよび NPO 法人コメリ災害対策センターと「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結した。</u></p> <p>又 <u>社団法人隊友会滋賀県隊友会（自衛隊滋賀地方協力本部）との協定</u>  <u>平成 21 年 1 月に、社団法人隊友会滋賀県隊友会（自衛隊滋賀地方協力本部）と「緊急事態における隊友会の支援に関する基本協定」を締結した。</u></p> <p>ネ <u>朝日航洋株式会社、中日本航空株式会社、四国航空株式会社との協定</u>  <u>平成 21 年 2 月に、朝日航洋株式会社、中日本航空株式会社、四国航空株式会社と「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」を締結した。</u></p> <p>ノ <u>株式会社セブン - イレブン・ジャパンとの協定</u>  <u>平成 21 年 3 月に、株式会社セブン - イレブン・ジャパンと「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結した。</u></p> <p>ハ <u>朝日放送株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社との協定</u>  <u>平成 21 年 4 月に、朝日放送株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社と「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」を締結した。</u></p>	<p><u>（社団法人滋賀県測量設計技術協会） ……（参考 49）</u></p> <p>メ <u>地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定</u>  <u>（社団法人滋賀県下水道管路維持協会） ……（参考 50）</u></p> <p>モ <u>災害時における水道施設の応急復旧の応援協定</u>  <u>（社団法人滋賀県管工事業協同組合連合会） ……（参考 51）</u></p>



修正前

修正後

第17節 災害警備計画

- 1 [ 略 ]
- 2 計画の内容
  - (1) [ 略 ]
  - (2) 警備体制
    - ア~ウ [ 略 ]
    - エ 県警備本部の編成および任務内容

第17節 災害警備計画

- 1 [ 略 ]
- 2 計画の内容
  - (1) [ 略 ]
  - (2) 警備体制
    - ア~ウ [ 略 ]
    - エ 県警備本部の編成および任務内容

本部長	副部長	幕僚	班名	班長	任務内容
警察本部 本部長	警務部長	生活安全部長	総括班	警備第二課長	[ 略 ]
			実施班	(兼)警備第二課長	[ 略 ]
			情報班	警備第一課長	[ 略 ]
		刑事部長	交通班	交通企画課長	[ 略 ]
			捜査班	刑事企画課長	[ 略 ]
		警備部長	交通部長	地域安全班	生活安全企画課長
	県対策班			警察県民センター所長	[ 略 ]
	装備班		警務部監察官	[ 略 ]	
	宿舎補給救護班		会計課長	[ 略 ]	
	情報通信部長		広報班	広報官	[ 略 ]
			監留置班	監察官長	[ 略 ]
		通信班	機動通信課長	[ 略 ]	

(3) ~ (4) [ 略 ]

本部長	副部長	幕僚	班名	班長	任務内容
警察本部 本部長	警務部長	刑事部長	総括班	警備第二課長	[ 略 ]
			実施班	(兼)警備第二課長	[ 略 ]
			情報班	警備第一課長	[ 略 ]
		生活安全部長	交通班	交通規制課長	[ 略 ]
			捜査班	捜査第一課長	[ 略 ]
		警備部長	交通部長	地域安全班	地域課長
	県対策班			警察県民センター所長	[ 略 ]
	装備班		警務部監察官	[ 略 ]	
	宿舎補給救護班		会計課長	[ 略 ]	
	情報通信部長		広報班	総務課長	[ 略 ]
			監留置班	監察官長	[ 略 ]
		通信班	機動通信課長	[ 略 ]	

(3) ~ (4) [ 略 ]

修正前	修正後

修正前	修正後